

目 次

◎会議録第1号（12月4日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	8
日程第2 会議録署名議員の指名	8
日程第3 会期の決定	8
日程第4 報告第 7号 専決処分の報告について（H29基地対 （道）第2号ー2町道東176号線（予 讃線北伊予駅自由通路）製作運搬工事変 更請負契約の締結について）	8
日程第5 請願第 2号 主要農作物種子法の復活を求める請願書	9
日程第6 議案第61号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例	10
日程第7 議案第62号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報 酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例	11
日程第8 議案第63号 H30河維第1号ー1早船川排水機場改 修工事請負契約の締結について	16
日程第9 議案第64号 平成30年度松前町一般会計補正予算 （第4号）	17
日程第10 議案第65号 平成30年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算（第3号）	17
日程第11 議案第66号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算（第3号）	17
日程第12 議案第67号 平成30年度松前町介護保険特別会計補 正予算（第3号）	18
日程第13 請願第 1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名 ・批准することを求める意見書の提出に ついて	20
日程第14 研修報告	22
散 会	25

~~~~~  
◎会議録第2号（12月10日）一般質問

|      |               |
|------|---------------|
| 開 議  | 30            |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 30 |
| 日程第2 | 一般質問          |
|      | 8番 藤岡 緑議員 30  |
|      | 3番 金澤 浩議員 38  |
|      | 1番 住田 英次議員 49 |
|      | 4番 影岡 俊範議員 53 |
|      | 9番 加藤 博徳議員 59 |
| 散 会  | 65            |

◎会議録第3号（12月17日）委員長報告

|       |                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 開 議   | 71                                                  |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 71                                       |
| 日程第2  | 請願第2号 主要農作物種子法の復活を求める請願書 71                         |
| 日程第3  | 議案第61号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例 72                         |
| 日程第4  | 議案第62号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 74 |
| 日程第5  | 議案第64号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第4号） 75                    |
| 日程第6  | 議案第65号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 75              |
| 日程第7  | 議案第66号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） 75             |
| 日程第8  | 議案第67号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号） 75                |
| 日程第9  | 議案第68号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 80                 |
| 日程第10 | 議案第69号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 80        |
| 日程第11 | 議案第70号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第5号） 82                    |
| 日程第12 | 議案第71号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） 82              |

|       |        |                                         |    |
|-------|--------|-----------------------------------------|----|
| 日程第13 | 議案第72号 | 平成30年度松前町後期高齢者医療特別<br>会計補正予算(第4号) …………… | 82 |
| 日程第14 | 議案第73号 | 平成30年度松前町介護保険特別会計補<br>正予算(第4号) ……………    | 82 |
| 日程第15 | 議案第74号 | 平成30年度松前町公共下水道事業特別<br>会計補正予算(第3号) …………… | 82 |
| 日程第16 | 議案第75号 | 平成30年度松前町水道事業会計補正予<br>算(第2号) ……………      | 82 |
| 閉 議   |        | ……………                                   | 85 |
| 町長挨拶  |        | ……………                                   | 85 |
| 閉 会   |        | ……………                                   | 86 |

1 2月4日 (第1号)

平成30年松前町議会第4回定例会会議録

平成30年12月4日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |            |           |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 住田 英次  | 2番 田中 周作   | 3番 金澤 浩   |
| 4番 影岡 俊範  | 5番 稲田 輝宏   | 6番 城村 トキ子 |
| 7番 村井 慶太郎 | 8番 藤岡 緑    | 9番 加藤 博徳  |
| 10番 八束 正  | 11番 岡井 馨一郎 | 12番 早瀬 武臣 |
| 13番 三好 勝利 | 14番 伊賀上 明治 |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |       |
|---------------|-------|
| 町 長           | 岡本 靖  |
| 副町長           | 升田 年紀 |
| 教育長           | 本馬 毅  |
| 総務部長          | 徳居 芳之 |
| 保健福祉部長        | 大政 哲志 |
| 産業建設部長        | 松岡 謙三 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲島 昌二 |
| 総務課長          | 和田 欣也 |
| 財政課長          | 合田 光隆 |
| 財政課技監         | 近藤 俊彦 |
| 税務課長          | 早瀬 晴美 |
| 福祉課長          | 楠田 匡志 |

|         |      |
|---------|------|
| 町民課長    | 重松修平 |
| 保険課長    | 小池良治 |
| 健康課長    | 大川康久 |
| まちづくり課長 | 黒田泰弘 |
| 産業課長    | 横山眞史 |
| 上下水道課長  | 仙波晴樹 |
| 会計課長    | 山田 運 |
| 学校教育課長  | 米澤浩樹 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 塩梅 淳  |
| 議会事務局書記 | 徳本 敏子 |

平成30年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.1

|       |               |                                                                                  |                  |
|-------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|       | 平成30年12月4日(火) | 午前9時30分                                                                          | 開議               |
|       | 開 会           |                                                                                  |                  |
| 日程第1  | 町長挨拶並びに諸般の報告  |                                                                                  |                  |
|       | 開 議           |                                                                                  |                  |
| 日程第2  | 会議録署名議員の指名    |                                                                                  |                  |
| 日程第3  | 会期の決定         |                                                                                  |                  |
| 日程第4  | 報告第 7号        | 専決処分 <sup>の</sup> 報告について(H29基地対(道)第2号-2町道東176号線(予讃線北伊予駅自由通路)製作運搬工事変更請負契約の締結について) |                  |
|       | 上程            | 報告                                                                               | 質疑               |
| 日程第5  | 請願第 2号        | 主要農作物種子法の復活を求める請願書                                                               |                  |
|       | 上程            | 委員会付託(総務産業建設)                                                                    |                  |
| 日程第6  | 議案第61号        | 松前町印鑑条例の一部を改正する条例                                                                |                  |
|       | 上程            | 提案理由説明                                                                           | 質疑 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第7  | 議案第62号        | 松前町特別職の職員で非常勤のもの <sup>の</sup> 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例                           |                  |
|       | 上程            | 提案理由説明                                                                           | 質疑 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第8  | 議案第63号        | H30河維第1号-1早船川排水機場改修工事請負契約の締結について                                                 |                  |
|       | 上程            | 提案理由説明                                                                           | 質疑 討論 採決         |
| 日程第9  | 議案第64号        | 平成30年度松前町一般会計補正予算(第4号)                                                           |                  |
|       | 上程            | 提案理由説明                                                                           | 質疑 委員会付託(予算決算)   |
| 日程第10 | 議案第65号        | 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)                                                     |                  |
|       | 上程            | 提案理由説明                                                                           | 質疑 委員会付託(予算決算)   |
| 日程第11 | 議案第66号        | 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)                                                    |                  |
|       | 上程            | 提案理由説明                                                                           | 質疑 委員会付託(予算決算)   |
| 日程第12 | 議案第67号        | 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)                                                       |                  |
|       | 上程            | 提案理由説明                                                                           | 質疑 委員会付託(予算決算)   |
| 日程第13 | 請願第 1号        | 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを                                                       |                  |

求める意見書の提出について

上程 委員長報告（総務産業建設） 質疑 討論 採決  
日程第14 研修報告

午前9時30分 開会

○議長（八束 正） ただいまから平成30年松前町議会第4回定例会を開会いたします。

~~~~~

日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（八束 正） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） おはようございます。

議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

師走に入り、大変慌ただしい時期になってまいりました。気象庁の3か月予報では、今年の冬は平年よりも気温が高く暖冬になると予想されてはおりますが、本格的な冬の到来を迎え、インフルエンザの流行も懸念されますので、町民の皆様には手洗いやうがいを徹底して予防に努めていただきたいと思います。

本日、平成30年松前町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただき、ありがとうございました。

本議会におきましては、平成30年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、先月3日、白石前町長が愛媛県功労賞を受賞されました。松前町長として客観的で冷静な判断力を存分に発揮され、見える、分かる、クリーンな町政を公平、公正な姿勢で推進し、4期16年にわたって町の発展のために御尽力をいただきますとともに、平成17年から愛媛県町村会長として県内9町の連携強化に努められたほか、平成23年から全国町村会副会長、平成25年から同会長代行副会長の要職を歴任され、県政の発展に尽くされた御功績に対しまして、敬意を表しますとともに、改めて深く感謝を申し上げ、このたびの御受賞を心からお祝い申し上げます。

また、先月10日には、町内の中学生で構成する松前ホッケークラブが、福井県で開催された全日本中学生都道府県対抗11人制選手権大会に出場しました。初戦で和歌山県と対戦し、終始、実力伯仲の熱戦を繰り広げました。試合は0対1で惜敗したものの、本大会への出場は、松前ホッケークラブの選手にとって全国のレベルを知り、競技力の向上につながる貴重な経験になったと思います。

それでは、平成30年第4回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

11月7日に、内閣府と松前町とが共同で地震・津波防災訓練を、松前公園やエミフルM A S A K I で実施いたしました。この訓練は内閣府が毎年全国10か所で行う訓練の一環

で、南海トラフ巨大地震発生後、瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたという想定で実施しました。町内の自主防災組織や松前校区老人クラブ、保育所、エミフルMASAKIの従業員など約500名の方々と町内小・中学校、幼稚園に御参加をいただき、災害時の対応を確認いたしました。今後もこうした訓練を継続して繰り返し実施することにより、町外から松前町を訪れる方を含め、松前町全体の防災意識の高揚と災害時における行動力の向上に努めてまいりたいと思います。

次に、活力ある地域づくりについて申し上げます。

新たな地域活性化に向けた取組として、次世代を担う若者の声を町政に生かすため、伊予高校と連携し、町政懇談会の高校生版を「伊予高校まさき未来トーク」と題して10月2日に開催し、46人の生徒の皆さんに参加いただきました。意見交換では、私と生徒たちがフリートーク形式で対談をし、現在実施しているイメージアップ戦略に対する意見や、新たな町のPR手法に関する提案など、次世代の若者の様々な生の声を聞くことができました。今後も、伊予高校との連携を強化するとともに、生徒から寄せられた意見や提案を町政に反映させ、活力ある地域づくりを推進してまいります。

次に、文化振興について申し上げます。

10月27日と28日の2日間、「ふれあい・豊かな文化のまちづくり2018」と題して第43回まさき文化祭を開催しました。文化センターを拠点会場に、町民の皆さんの書道や絵画をはじめ多数の作品を展示したほか、広域学習ホールでは多くの町民の皆さんに様々な芸能の日頃の練成の成果を披露していただきました。また、今年度は、終戦後、松山城のお濠を埋立ての危機から救ったとされる南黒田出身の岡井藤志郎氏を題材とした紙芝居の上演もあり、これまで知られていなかった史実を多くの方々に知っていただく良い機会となりました。このほか、文化センター周辺では松前町の特産品を生かした飲食ブースを設け、御来場の皆様から好評をいただき、大変にぎわいました。今後も松前町の文化振興に、より一層努めてまいりたいと思います。

次に、産業振興について申し上げます。

町内の中小企業を取り巻く現状や課題を把握し、町の経済を支える中小企業経営者の意見や要望を今後の中小企業振興施策に反映させていくことを目的に、11月から松前町中小企業振興検討会議をスタートいたしました。会議には幅広い年齢層から15名の商工業者の皆さんに参加いただいています。初回の会議では、労働力不足や土地利用の制限に係る問題などの共通する課題について意見交換を行っていただきました。今年度は全3回の開催を予定しており、いただいた御意見を施策に反映させ、今後の商工業振興に生かしてまいります。

また、先月10日と11日の2日間、秋晴れの中、エミフルMASAKIのまさき村前駐車場で第6回松前町産業まつりたわわ祭を開催し、延べ2万4,500人の方々に御来場いただ

きました。会場では、町内の産業を紹介する、まごころ、ふれあい、めぐみの3つのブースに、町内の産業を支える49団体に参加いただき、旬の野菜や鮮魚をはじめ、松前町で生産、加工された商品の販売のほか、耐震住宅の相談ブースや自動車コーティング加工の実演ブースなどを設けて、松前町の産業をPRしました。また、今年は北海道まつまえ町から町長と議長にもお越しいただき、まつまえ町の特産品を購入するたくさんのお客さんで、交流物産展も例年以上に大盛況でした。さらに、ステージではレーモンド松屋さんのライブやジュニアダンスなど様々なステージイベントが行われ、子どもから大人まで大いにぎわった2日間となりました。今後も町と特産品を積極的にPRし、産業振興による活発で活力あるまちづくりを推進してまいります。

次に、松前町オリジナルナンバープレートについて申し上げます。

おしゃれなまちづくりの一環として、来年1月4日から原動機付自転車のオリジナルナンバープレートを導入します。この取組は、平成29年12月議会において御提案をいただき、今年度当初から導入に向け準備を進めてきたものです。導入に当たって、本年4月から5月末日までの2か月間ナンバープレートのデザインを全国に募集したところ、9府県121名の方から158作品の応募がありました。町内の中学生や伊予高校生による投票の後、おしゃれなまさき推進事業審査委員会において厳正に審査した結果、町の特産品であるはだか麦をモチーフにしたデザインを採用することに決定しました。先月22日には、完成したオリジナルナンバープレートデザインの発表会を行い、最優秀賞1名、優秀賞4名を表彰しました。今後、多くの町民の皆様はこのオリジナルナンバープレートを付けて、走る広告塔として町内外を走っていただきたいと願っています。また、これにより町民の皆様の地域への愛着が深まることも期待しているところです。

次に、松前町オリジナル年賀はがきについて申し上げます。

町の魅力をPRし、イメージアップを図ることを目的に、今年度、初めて松前町オリジナル年賀はがきを作成しました。はがきのオモテ面に、黄金色に輝く麦畑、はんぎり競漕、町花ヒマワリ、塩屋の夕日の4枚の写真をプリントしたデザインで、町を象徴するオリジナル年賀はがきとなっています。先月21日から役場で販売していますので、町内外に広く松前町の魅力を知っていただくため、新年の御挨拶に是非御活用ください。

次に、ホッケーによるまちづくりについて申し上げます。

6月に全日本大学ホッケー王座決定戦に出向き、東海地方以西の大学ホッケー部のキャンプ誘致をした際に、男子ホッケー日本代表チームサムライジャパンの監督にお会いして、2020年の東京オリンピックに向けた事前強化合宿地として松前町のホッケー場をPRし、その後も継続して交渉してきたところ、来年2月18日から3月1日までの12日間、サムライジャパンが事前強化合宿に来町することが決定いたしました。合宿中には、町内小・中学生を対象としたホッケー教室や、県内高等学校のホッケー部との交流試合を予定

しています。町民の皆様には、ホッケー場には是非足を運んでいただき、日本最高レベルのホッケーを生で楽しんでいただくとともに、サムライジャパンの選手たちに大きな声援をお願い申し上げます。今後も引き続き、ホッケーの聖地・松前町を目指し、ホッケーのまちづくりを進めてまいります。なお、男子ホッケー日本代表チーム強化合宿誘致に係る経費につきましては、本定例会に補正予算案を提案しております。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には報告案件1件、条例案件2件、予算案件4件、その他議決を求めるもの1件、合わせて8件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

11番岡井馨一郎議員、12番早瀬武臣議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第3 会期の決定

○議長（八束 正） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る11月27日の議会運営委員会で協議の結果、本日から12月17日までの14日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの14日間と決定しました。

~~~~~

## 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（H29基地対（道）第2号-2町道東176号線（予讃線北伊予駅自由通路）製作運搬工事変更請負契約の締結について）（上程、報告、質疑）

○議長（八束 正） 日程第4、報告第7号専決処分の報告について（H29基地対（道）第2号-2町道東176号線（予讃線北伊予駅自由通路）製作運搬工事変更請負契約の締結について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第7号専決処分について報告いたします。

町道東176号線（予讃線北伊予駅自由通路）製作運搬工事について契約金額を増額する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決第5号として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、近藤財政課技監に説明をさせます。

○議長（八束 正） 近藤財政課技監。

○財政課技監（近藤俊彦） それでは、報告第7号専決処分（H29基地対（道）第2号ー2町道東176号線（予讃線北伊予駅自由通路）製作運搬工事変更請負契約の締結について）、議案書では1ページですが、参考資料で補足して御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

今回の変更は当初契約額から83万6,000円を増額し、変更後7,643万6,000円としたものです。変更の概要としましては、自由通路の架設及び北伊予駅構内にある既設跨線橋の撤去に必要なつり金具を製作したものです。

参考資料の2ページを御覧ください。

右上の図面は、つり金具の標準的な構造図になります。左上の表に、今回製作した数量を記載しております。新橋架設用のつり金具は合計24個製作しております。このつり金具は、使用するクレーン等の架設機材により寸法や個数が異なるため、架設業者が決定した後、計画し、製作することが一般的です。この9月末にJRの発注により架設業者が決定し、寸法や個数が確定されたため製作を行ったものです。旧橋撤去用のつり金具は合計32個製作しております。当初はJRが製作する予定でありましたが、当工事と併せて製作することにより諸経費の削減が見込まれることから、JRと協議を行い、松前町で製作することになったものです。

参考資料の3ページは、施工区分表になります。黒く囲んでいるところが、今回の対象箇所になります。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

報告第7号を終わります。

~~~~~

日程第5 請願第2号 主要農作物種子法の復活を求める請願書（上程、委員会付託）

(総務産業建設)

○議長(八束 正) 日程第5、請願第2号主要農作物種子法の復活を求める請願書を議題とします。

請願につきましては、お手元にお配りしております請願書の写しのとおりでございます。

お諮りします。

請願第2号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本請願は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第6 議案第61号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(八束 正) 日程第6、議案第61号松前町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第61号について提案理由を申し上げます。

個人番号カードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を取得できるコンビニ交付サービスを導入するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(八束 正) 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長(大政哲志) それでは、議案第61号について補足して説明をいたします。

それでは、議案書の6ページをお開きください。

6ページの中段になります。条例第11条第3項、これでは利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録証明書の交付申請ができることを規定しております。同条第4項では、前項の申請に使用された端末機により印鑑登録証明書を交付できることを規定しております。

次に、議案書6ページ上段になります。条例第7条の2第2項では、11条第3項の印鑑登録証明書の交付申請を行うため、個人番号カードに利用者証明用電子証明書を登録している場合には、端末機による印鑑登録証明書交付申請に限り、印鑑登録証として利用させることができることを規定しております。

そのほか改正に併せて所要の改正を行っております。

なお、この条例は、コンビニ交付の稼働日である平成31年2月15日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番金澤です。質問いたします。

こちらは、条例の改正の意味は分かるんですけども、簡単に言うと6月の議会で決まったコンビニ交付システム、初期投資が、国の補助金も入れて町から出すのが実質3,000万円程度、あとは毎年500万円のランニングコストがかかるというものであったと思います。更に今回この機能を増やすという、それでの条例改正ですけども、新たなコストというのは、前回の全員協議会では特にそういうお話はなかったんですが、コスト的には6月に決まったあのコスト内でおさまるんでしょうか、それとも新たにまた発生するというのでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 今回この条例を改正した場合のコストなんですけども、これに対してはコストは一切かかっておりませんので、6月議会で上程しました予算の範囲内で実施できると思っております。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第61号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第62号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（八束 正） 日程第7、議案第62号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第62号について提案理由を申し上げます。

非常勤の特別職として新たに技術参与を設置したため、及び放課後児童支援員の報酬を増額するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、松岡産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） それでは、議案第62号について補足して説明をいたします。

議案書の9ページをお開きください。

1件目は、別表第34にあります放課後児童支援員の月額を8万7,400円から11万6,200円に増額することとしております。

2件目は、松前町における土地利用の在り方や農業振興計画の見直しなどについて専門的な観点から相談、助言をいただき、事業の速やかな進捗を図るため、松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第62前掲以外のものに基づき、10月1日から技術参与を任用しておりますが、今回、松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、技術参与の報酬を明確にするものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、別表34放課後児童支援員の項の改正規定は平成31年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

伊賀上議員。

○14番（伊賀上明治議員） 技術参与について町長にお伺いをいたします。

まず、既に非常勤の特別職として任用している技術参与の報酬を月額とするための条例改正とするものでありますが、適正な人事管理を行うためには、就けようとする職の職務の内容や期間等に応じて任用することが重要と思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、新たな職に支払う報酬月額のため、技術参与の職務、町長及び職員との関係、対象となる具体的な計画、事業及び任用期間、短期であるのか、今年度だけでなるのか、また来年度から複数年度にするのかについても、町長のお考えをお伺いしたい。

最後に、任用は町長の権限であることは承知しておりますが、新たな職を設ける場合には、施策や費用等にも関連すると考えますので、事前に議会で説明をお願いしたいと思

ますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 1番目のとこ、ちょっとはつきり分からなかったんですけど、まずは技術参与を委嘱した、職を設けた理由について申し上げたいと思います。

松前町の現状といたしまして、土木技術職員が不足している状況でございます。若干、そういう意味から土木技術面で弱さがあるという、弱い状況になってございます。そんなことから、昨年度と今年度、職員採用試験におきまして土木技術職の上級職の募集を行いましたんですけども、残念ながら、昨年度は応募はありましたが合格点に達する者がいなくて採用にならず、本年度は応募すらないということで、2年続けて土木職の採用が、上級職については果たせずにおる状況でございます。そういう状況の中、松前町では、御案内のとおり、南黒田工業団地の開発をはじめ、土地利用についての見直しとかというような形で、都市計画で言う地区計画の策定を進める、そういうことが必要な案件が予定をされているところであります。今後これを進める上で、先ほど申しました技術面の弱さを補うために、県の土木技術職員としての経験を生かして力添えをいただきたいというふうにお考えまして、このたび技術参与を設置したものであります。

委嘱をしております技術参与につきましては、県の技術職員として、定年退職されておりますが、最後は宇和島地方局建設部建設技術課兼八幡浜土木事務所長という次長職の職を務められた方ございまして、殊に、主に在任中は都市計画の関係部署に長く携わっておられまして、都市計画に関しましては、県の中では右に出る者のないと言われるほどのエキスパートであります。また、現在、県で都市計画の関係の仕事についておられる土木職員の幹部のほとんどが、今回委嘱をしております技術参与の部下であったり、また薫陶を受けた者であるというようなことございまして、そういう人材でございますので、その経験を生かして、松前町が進める都市計画絡みの案件についての助言をいただきたいということと、それから県との協議も必要になってまいりますので、県との協議においてはその人脈を生かして、つなぎ役として大きな力を発揮していただきたいというようなことで職を設けてお願いをしたというのが今回のことございまして、非常に松前町のためになる、そういう働きをしてくれるものと確信をしているところであります。

対象の計画はということございましてけれども、都市計画の関係、いろいろな計画をこれから進めていかないませんが、それらの全てについての計画策定に助言やアドバイスをしていただくことを期待しておりますし、またさっき申しましたように、県との協議の中で前面に立っていただいて交渉していただくというようなところも期待しているところであります。

事前説明がなかったという点に関しましてはおわびを申し上げますが、急に考えに至り

まして、早く手当てをしたいということで事前説明なしで採用させていただきました。

任用期間につきましては、一応特別職、非常勤嘱託というポジションでございますので、原則というか1年限りの任用ということになって、状況を見ながらそれを更新していくという任用になります。それと、雇用期間は1年間ですけれども、勤務日数は週3日としております。そういった計画へのアドバイスですので、フルタイムの必要はありませんので3日間の雇用期間にしておりまして、報酬額につきましては、他の、例えば防災の関係で消防長さんに行政支援員として非常勤嘱託の特別職になっていただいておりますが、フルタイムで勤務をしておるその方の勤務日数に応じた割合で割り落とした額にしているところであります。

以上のようなことで委嘱をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っておりますし、私としては松前町のために力になっていただけると確信しているところでございます。御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（八束 正） ほかに。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番金澤です。質問いたします。

11月29日の全員協議会では、こちら今の、部長から説明があったとおり、技術参与と、あと放課後児童支援員、これ別々に関して、片や産業建設、片や保健福祉部ということで、今、先ほどは産業建設部長からも説明がありましたが、本来、保健福祉部長も絡む話であるわけですよ。私いつも質問したり反対討論したりして感じてるんですけども、仮に片方がだめだった場合、否決した場合、片方も動かせなくなるからだめだっていうので、非常におかしいんじゃないかなといつも思ってるんですけども、これ別々にやるべきではなかったかなと思うんですね。議運でも問題になったようで、決まっちゃったんで、これ議会が決めたと言われればそれまでなんですけども、本来別々の委員会で検討すべきことだと思うんですが、今回なぜこれ一緒に出してこられたんでしょうか。

○議長（八束 正） これは、金澤議員、議会の運営の方ですんで、理事者側には答弁できないと思っておりますので、御理解を。

（3番金澤 浩議員「理事者からお聞きしたい。最初、一緒にしたんでしょ」の声あり）

いや、議会の運営の面なんで、これは理事者には答弁できません。だから、これは御理解ください。

（3番金澤 浩議員「そういうことでしたら」の声あり）

加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 9番加藤です。放課後児童支援員の今回、報酬額を上げるということなんですけども、今、保育所等の一連の関係で全部が報酬額が少ないというふうな中

で、今回この放課後児童支援員の金額だけ上げるというところの意味というのは何があるんでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 失礼します。今回、放課後児童支援員の金額を上げるというのは、現在、放課後児童支援員の働いてる内容、放課後児童支援員と支援補助員、この2種類で雇用をしております。補助支援員の方については、今の時間単価は、松前町の臨時職員の時間単価を使っております。一方、支援員の方につきましては、月額で金額を決めておりますけども、これを今働いておる時間で時給換算をした場合に補助員より低い額になっておるということで、支援員につきましては教員であったり保育士、そういった資格が必要ということですので、松前町の保育士の時間単価に合わせて勤務時間を計算した結果、月額に更正をして、松前町のほかの子育て関係で働いてる方との均等を図ったということでございます。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） そういう一般的な回答が返ってくると思ったんですが、現場としては、前回、私、一般質問したことあると思うんですが、補助員であろうとも現場は同じような責任を持たされてるという状況になってるわけですよ。前回の質問のときも責任の度合いが違うという回答だったんですが、実質、現場は同じような形での子どもさんなりを預かっている立場で自然と働いているんで、そういう面では、そういうふうなところの働いてる方も、同一労働同一賃金という形からすれば、松前町として独特の賃金体系というのを考えてほしいと思うんですが、今回のようにここ1か所だけ上げると、また私らは黙殺されたのかというふうな感じになるんじゃないかと思うんですけど、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 実際、現場で働いておる放課後児童支援員、補助員、また保育所で働いておる臨時的保育士、パート保育士、正規の保育士、直接的に子どもに関わることとしましては、仕事の内容は同一だろうとは思っております。ましてや子どもに関わることですから、そういった意味での責任というのは同一だろうと思っておりますけども、ただ管理の部分であったりとかという差はあろうかと思っておりますけども、本人の責任度合いであったりとか、関わりであったり、そういったところは同一だと思っておりますけども、今回やる部分については、同じことをするにしても支援員と支援補助員という雇用形態が違うということでは変えておりますけども、現場の大変さという部分では理解はしております。今後、子育て支援全体の中で賃金体系等を全体的に見直していく必要があれば、その時点ではまた考えていきたいと思っておりますけども、現時点では体系的には区別するべきものだと理解をしております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 中身はよく、重々分かっておるつもりなのですが、是非現場を見ていただいて、現実どういう状況にあるかというのをつかんでいただいて、そのあたりの妥当性というのを検証していただきたいなというふうに思います。

○議長（八束 正） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第62号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第63号 H30河維第1号ー1早船川排水機場改修工事請負契約の  
締結について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第8、議案第63号H30河維第1号ー1早船川排水機場改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第63号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、近藤財政課技監に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（八束 正） 近藤財政課技監。

○財政課技監（近藤俊彦） それでは、議案第63号H30河維第1号ー1早船川排水機場改修工事請負契約の締結について、議案書では11ページですが、参考資料で補足して御説明いたします。

参考資料の9ページを御覧ください。

施工場所は、伊予郡松前町大字北黒田。入札日は、平成30年10月9日です。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成は平成31年3月31日の予定としております。入札の方法は、一般競争入札で実施しました。入札参加業者は、池田興業株式会社四国支店、株式会社堀切産業伊予支店の2社です。入札の結果、調査基準価格以上の中で最低金額で応札した株式会社堀切産業伊予支店を落札者とし、5,759万

6,400円で仮契約を行っております。

次に、工事の概要について御説明いたします。

参考資料の10ページを御覧ください。

当工事の平面図になります。当工事で施工する箇所は黒く色塗りしている箇所で、口径400ミリの水中ポンプ設置が2基、既存排水管へ接続する口径300ミリ及び400ミリの排水管理設、ポンプ制御盤設置などです。

参考資料の11ページを御覧ください。

右下の図面は、当工事箇所の標準断面図になります。この断面図の左に記載しているポンプ運転水位まで早船川の水位が上昇いたしますと、自動でポンプが稼働し、長尾谷川に強制排水ができるようになります。

最後に、参考資料の12ページを御覧ください。

入札の執行表になります。ここに記載されている金額は消費税抜きの金額となっております。予定価格5,542万円に対して、落札金額は5,333万円ですので、落札率は96.2%となります。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第63号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第63号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第64号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第10 議案第65号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第11 議案第66号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号) (上程、提案理由説明、質疑、委員会付託
(予算決算))

日程第12 議案第67号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号) (上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(八束 正) 日程第9、議案第64号平成30年度松前町一般会計補正予算第4号、日程第10、議案第65号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号、日程第11、議案第66号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号及び日程第12、議案第67号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第64号から議案第67号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書1ページをお開きください。

平成30年度松前町一般会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ7億1,483万7,000円を追加し、総額を107億6,537万円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の13ページをお開きください。

まず、安全・安心・快適な松前町を目指して、防災の充実のため、町内の小・中学校やその他の公共施設において危険と判定されたブロック塀の改修及び改修に係る補助を行い、大規模地震に備えるほか、筒井地区雨水対策の実施のために取得することが必要となる用地について不動産鑑定を行います。

次に、人と文化が輝く松前町を目指して、学校教育の充実のため、町内の小・中学校に空調設備を設置し、安全で安心な教育環境の整備を行います。

また、スポーツの振興のため、男子ホッケーの日本代表チームの合宿を誘致し、町内の子どもたちとの交流を図るなど、ホッケーのまちづくりを推進します。

次に、豊かでにぎわいのある松前町を目指して、農業の振興のため、農地中間管理機構を通じて農地の集積に協力する農地所有者に協力金を交付し、農地集積を促進することにより、地域農業の中心となる経営体の生産性の向上を図り、持続可能な力強い農業を実現します。

次に、飛躍を支える松前町の基盤づくりを目指して、道路、交通網の充実のため、県が実施する道路改良等の事業についてその経費の一部を負担し、道路の早期整備の促進や広

域交通体系の確立を図ります。

なお、財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が6億7,713万1,000円の増、一般財源が3,770万6,000円の増となっております。

予算の議案書27ページをお開きください。

議案第65号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ266万7,000円を追加し、総額を32億5,433万3,000円とするものです。

予算の議案書39ページをお開きください。

議案第66号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ796万5,000円を追加し、総額を4億5,644万1,000円とするものです。

予算の議案書51ページをお開きください。

議案第67号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ1,678万8,000円を追加し、総額を27億1,407万6,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第64号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第64号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第65号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第65号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第66号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第66号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第67号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第67号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 請願第1号 日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(八束 正) 日程第13、請願第1号日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長(岡井馨一郎議員) 第3回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託され、継続審査となっていました請願第1号日本政府が、「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書の提出について、11月5日の日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

請願第1号は、昨年7月、国連で122か国の賛成を得て採択された核兵器禁止条約に、唯一の戦争被爆国として地球上の核兵器廃絶に向け、国際間の調整役として主導的役割を果たすべく、署名・批准することを求める意見書の提出を求めるものです。

審査において、NPT、核不拡散条約を推進している諸国と、核保有国が不参加である核兵器禁止条約の交渉国との関係に亀裂を生じる懸念があり、核不拡散条約において中心的に推進してきた日本政府が新たにこの条約に参加した場合、今後の核不拡散条約の進展を阻むのではないかと懸念され、またこの考えに反対するものではないが、核兵器禁止条約に核保有国が参加しなければ何も進まない。この条約そのものに実効性がないのではないかと懸念され、また趣旨には賛同できるので趣旨を採択するのはよいが、意見書まで提出する必要はないと考

える。また核の脅威など日本の安全が脅かされようとしている今日において、その抑止力として日米同盟を遵守しなければならない以上、時期尚早と考えるという意見がありました。一方、世界の多くの国がこの条約の締結を望んでいる中で、被爆国として行動すべきとの、意見書の提出には賛成するとの意見もありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、可否同数により、松前町議会委員会条例第15条第1項の規定により不採択と決しましたので、御報告申し上げます。

以上で請願第1号の報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

請願第1号について質疑を行います。

金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 3番金澤です。委員長に質問いたします。

私も委員で参加しましたがけれども、今のお話だと反対の立場の……。

○議長（八束 正） 同じ委員が委員長には質疑ができないという申し合わせ事項がありますので。

（3番金澤 浩議員「委員会が出たことを全ておっしゃってないんで、あえて質問したいんですが、許可いただけませんかでしょうか」の声あり）

これは無理です。その委員会に所属している議員は委員長には質疑ができないという申し合わせ事項がありますので、これを守っていただきたいと思います。

（3番金澤 浩議員「そうですか、はい」の声あり）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

請願第1号を委員長の報告どおり不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（八束 正） 異議がありますので、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（八束 正） 起立多数です。

したがって、本請願は委員長の報告どおり……

（「同数よ」「同数じゃないでしょうが」「同数」「多数じゃない、同数」の声あり）

もう一度じゃあお立ちください。もう一度お立ちいただけますか、すみませんが。不採択とすることに賛成の議員の起立を求めますということで、すみませんが。

（賛成者起立）

○議長（八束 正） 7人です。したがって、本請願は委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。

~~~~~

日程第14 研修報告

○議長（八束 正） 日程第14、研修報告を行います。

議会運営委員長早瀬武臣議員。

○議会運営委員長（早瀬武臣議員） 去る10月29日から31日に議会運営委員会が福島県会津若松市議会、山形県川西町議会において行政視察研修を実施しましたので、報告をいたします。研修テーマは、議会改革における政策立案、提言、広報です。

まず、会津若松市は、福島県会津盆地の東南に位置する人口約12万1,000人、面積約383平方キロメートルの市です。議会基本条例制定は、平成19年に任意組織として位置付けた議会制度検討委員会を設置し、議員、市民及び学識経験者との意見交換を経て、平成20年6月に条例を公布、施行し、同時に議員政治倫理条例を制定しています。特筆すべきことは、この委員会に市民、学識経験者が参加していたことです。政策立案、提言形成のサイクルは、まず市民との意見交換会を行い、意見を聴取し、広報広聴委員会で意見整理、問題発見、課題を設定します。そして、政策討論会で政策研究を行い、具体的な政策を立案、決定するとのことです。あわせて政策執行による成果の評価等も実施しています。政策討論会では、学識経験者の指導による論点整理、市民との意見交換会による意見整理を行うとともに、議員間討議を徹底的に実施しています。また、市民との意見交換会、政策討論会、広報広聴委員会の開催に必要となる実施要項、規定なども整備されており、参考となりました。政策形成サイクル活用の具体的実践例として、決議、調査研究活動、政策提言について例示があり、それぞれに大きな成果を挙げ、住民福祉に貢献しているとのことでした。

次に、山形県川西町は、人口約1万5,400人、面積約166平方キロメートル、山形県内でも屈指の丘陵地帯です。平成14年より議会活性化に取り組み、平成24年3月、議会基本条例制定のため議会活性化検討特別委員会を設置し、町民からの意見をいただき、平成25年3月、議会基本条例を制定しています。町民に開かれた議会として、町民参加の拡大と政策提言の二つの大きな柱を掲げています。町民参加の拡大のための町民との意見交換会は、議員がテーマを決め、準備、運営、意見のまとめまで全て議員で行っています。政策

提言の流れは、町民の意見を広報広聴常任委員会でまとめ、問題整理、発見を行い、各常任委員会で分析、討論、そして全員協議会で提案、決定します。理事者への政策提言については、理事者からの回答を得るとともに、前年度提言に対する検証、評価を実施します。この政策提言の検証、評価では、評価の視点を7項目、評価の基準を5項目設け、提言の1年後に議員一人一人が5段階の評価を行っています。

また、議会だよりについては、平成26年、27年度全国町村議会広報コンクールで全国最優秀賞を獲得するなど常に上位を占めており、議会広報モニター、広報アドバイザーを委嘱し、意見、指摘をいただき編集に生かしています。

そのほか、川西町議会災害時行動マニュアルを制定しているほか、議員発議による、川西町地酒による乾杯を推進する条例の制定、そして今後、読書条例を検討しているとのことでした。

研修を通じて、議会改革における政策立案、提言の取組は、議会及び議員の資質向上はもちろん、開かれた議会、そしてより行政との緊張感を生み町政全般の発展に寄与するものと確信し、大変参考になり貴重な意義のある研修でした。議会改革に終わりではなく、一步一步着実に推進してまいりたいと思います。

終わりに、快く、また丁重に視察研修をお引き受けいただきました会津若松市、川西町に感謝を申し上げますとともに、今後の御発展をお祈りし、研修報告といたします。

○議長（八束 正） 議会運営委員長の研修報告を終わります。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 総務産業建設常任委員会の研修報告を行います。

去る11月12日から11月14日の日程で、宮城県亘理町と美里町において、農産物のブランド化と農業振興について視察研修を行いましたので、御報告いたします。

亘理町は、仙台市の南に位置し、仙台駅からJR常磐線で30分と通勤圏内にあり、ベッドタウン化をしているようです。また、一級河川阿武隈川の豊かな水を利用し、農業が盛んな町です。面積は73.60平方キロメートル、人口は約3万4,000人となっています。亘理町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の地震と津波で、町民301名の尊い命が奪われました。5,900軒からの住宅等々も全壊あるいは半壊、そして公共施設、農産業施設においても多大な被害をもたらし、3,353億円を超える被害額となりました。このような状況下で7年を経て復興がいかに行われたか、特に農業関係について研修を行いました。

亘理町では、特産品のイチゴの生産を復活させるために、町内3か所に大型園芸施設を造成し、建設し、被災農家の営農再建を支援することとし、財源は国の復興交付金事業を活用し、総事業費112億円、造成面積68.5ヘクタール、入植利用者99名、栽培面積23ヘク

ターと、町が事業主体となり、できた施設は無償貸与することで、現在営農しています。建設等に要した費用は一切農家負担はなく、安定的に生産にいそしんでいます。現地の施設を案内していただいた生産者から直接、栽培の状況なども聞くことができました。当初の施設については国の交付金により農家負担なしで建設しましたが、今後発生する維持管理費、特にハウスのビニール張り替え等などの施設の老朽化による費用は、入植者の個人負担となります。また、生産されたイチゴは直販店、宮城県農協へと出荷し、特に農協へ集荷されたものは北海道市場へ向けて発送しているとのことでした。観光農園としてのイチゴ農家は2名で、施設はそれぞれ個人負担とのことでした。農業全体については、集約化、大型化をしなければ生き残れないとのことでした。

松前町には年間1,400万人もの来客がある大型施設があります。その一部でも取り込める観光農園としてイチゴはとの思いもあり、先進地を視察してまいりました。

美里町は、仙台市の北に位置し、仙台駅からJR東北本線で50分ほどのところにあります。奥羽山脈から流れる一級河川、江合川や鳴瀬川などの沖積平野が広がる、おおむね平坦な地形の田園の町です。面積は74.95平方キロメートル、人口は約2万5,000人となっています。美里町の東日本大震災の被害は、関連死で2名、住宅被害はあったものの大きな被害はなかったようです。

耕作放棄地対策については、農業委員会、農地最適化推進委員及び事務局職員が一体となり、農地パトロールを行っています。耕作放棄地を未然に防ぐため、土地の所有者又は耕作者宅を訪問し、農地の今後の利用方法等について意向を確認し、指導する取組を行っています。

次に、農産物のブランド化と6次産業化については、平成28年度から付加価値創出事業を立ち上げ、事業者の取組段階に応じた、生み、育て、生かすの3段階で支援を行っています。生みは、人材育成としてセミナー、研修会の開催。育てでは、商品開発に係る経費の一部を助成。町内の農産物等を用いた商品の開発、改良及び販売促進に係る経費として、補助率3分の2以内で上限30万円となっています。実績としては、平成28年度3商品、平成29年度3商品を開発しています。生かすは、販売促進としてイベントの開催、販売会への出店を支援しています。ブランド化については、明治時代から栽培されている北浦梨を販売すべく、ブランド化の戦略、生産規模の拡大等に向けて取り組んでいます。新規就農者対策は、国の制度として農業次世代人材投資事業の活用のほか、美里町新規就農者育成支援条例で支援金100万円が支給されるとのことでした。農業全般での取組は、農業人口の減少で、その対策を近々にしなければ、農業の行く末はどこの町村も抱えている問題であると感じました。美里町では、土地の集約化、認定農業者支援による大型化、法人化を早急に行っていくとのことでした。平成29年12月には、美里町を含む大崎地区の、「持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的な水管理システム」が世界農業遺産に認

定されています。

終わりに、亘理町、美里町の両町には快く研修を受け入れていただき厚くお礼を申し上げます。議員各位、町職員の皆様には大変お世話をお掛けいたしましたことを重ねてお礼申し上げます。

なお、亘理町町長が震災時の職員派遣についてお礼を申されておりましたのでお伝えしておきます。

以上で研修報告といたします。

○議長（八束 正） 総務産業建設常任委員長の研修報告を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前10時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 早 瀬 武 臣

12月10日（第2号）

平成30年松前町議会第4回定例会会議録

平成30年12月10日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	升田 年紀
教育長	本馬 毅
総務部長	徳居 芳之
保健福祉部長	大政 哲志
産業建設部長	松岡 謙三
教育委員会 事務局 長	仲島 昌二
総務課長	和田 欣也
財政課長	合田 光隆
財政課技監	近藤 俊彦
税務課長	早瀬 晴美
福祉課長	楠田 匡志

町民課長	重松修平
保険課長	小池良治
健康課長	大川康久
まちづくり 課長	黒田泰弘
産業課長	横山眞史
上下水道課長	仙波晴樹
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤浩樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	塩梅 淳
議会事務局 書記	徳本 敏子

平成30年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.2

	平成30年12月10日(月)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問(提出順位)		

午前9時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

13番三好勝利議員、14番伊賀上明治議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（八束 正） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いします。

8番藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました8番藤岡緑でございます。先ほど議長が言われましたように質問形式が件名ごとになっておりますので、通告書の中の件名ごとにお聞きいたしますので、順に回答をお願いいたします。また、再質問をする可能性もありますので、また全て一問一答形式でお願いしております。

それでは、学童保育について始めたいと思います。

学童保育の現状と今後についてお伺いいたします。

松前町内の学童保育体制について、岡田、北伊予、松前、3校区のそれぞれの現状、特に預かる側の人員体制や安全体制は整っているのかをお尋ねしたいと思います。

施設整備については、北伊予校区以外は、これから岡田小学校、松前小学校へと計画されているようですが、今現在の進捗状況と今後についてお尋ねしたいと思います。

2番目といたしまして、基準緩和を受けてということで、厚労省の基準緩和の方針についてお伺いしたいと思います。

先日の厚労省が出した学童保育の職員基準を緩和する方針について、町の考えを伺います。

方針の内容は、現在の児童支援員さんの1か所につき2人の配置義務を、地方の人手不足を配慮し、1人も容認するというものです。配置義務を今後地方側の意見を受け入れて、職員2人以上を拘束力のない参考基準とし、自治体の判断で配置数も決定できるようにしております。こういったことに対して規制緩和には子どもの安全が確保できなくなるのではという懸念がありまして、学童保育の質の低下につながりかねないという心配

の声も上がっております。施設拡充や学童保育のニーズが増加する中で、例えば従来の1から3年生、そしてそれから4から6年生を含めた小学生全学年が対象となっていくプロセスにおいて、人手不足も避けては通れません。町としてどのような対応をしていくのか、考えをお聞きしたいと思います。

まず、1つ目の質問とします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それではまず、学童保育体制の現状とこれからについてお答えします。

まず、放課後児童クラブを運営するために必要な放課後児童健全育成事業に従事する員数については、厚生労働省令で定める基準に従い、松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定めており、1クラスごとに放課後児童支援員を2人以上配置することとなっています。なお、2人のうち、放課後児童支援員1人を除いては補助員にかえることができます。

各放課後児童クラブの放課後児童支援員及び補助員の配置状況は、北伊予小学校放課後児童クラブは3クラスであることから、放課後児童支援員3人と補助員3人の計6人の配置が最低基準となりますが、施設内での学習や生活のほか、小学校の運動場を利用した遊びや特別な配慮を要する児童の見守りなど、児童の安全面に配慮するため放課後児童支援員5人と補助員5人の計10人を標準として配置しています。岡田小学校放課後児童クラブと松前小学校放課後児童クラブは2クラスであることから、放課後児童支援員2人と補助員2人の計4人の配置が最低基準となりますが、北伊予小学校放課後児童クラブと同様の理由により、岡田小学校放課後児童クラブには、放課後児童支援員3人と補助員4人の計7人、松前小学校放課後児童クラブには放課後児童支援員4人と補助員5人の計9名を配置しています。

また、児童の安全面としては、そのほか放課後児童支援員の資質向上を図るため発達障がい等のある子どもの理解を深める研修を受講させたり、福祉課主催の町内放課後児童支援員連絡会による意思疎通や情報交換などを行い、運営しているところです。

次に、施設整備の進捗状況としましては、岡田小学校放課後児童クラブは岡田小学校敷地内に新しく施設を整備するべく現在設計業務を実施しているところです。今後平成31年度に施設整備を行い、平成32年4月から新しい施設での全学年を対象とした運営を目指しています。

松前小学校放課後児童クラブの施設整備については、設置場所を含め、整備内容を検討しているところであり、小学校6年生までを受け入れることとなる平成32年度には間に合いません。そこで、施設整備が完了するまでの間は松前小学校の特別教室等を借用して運

営する方針です。

続きまして、厚生労働省の基準緩和の方針を受けてについてお答えいたします。

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数、いわゆる人員基準については、現在児童福祉法により厚生労働省で規定している放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い、市町村が条例で定めるものとされており、松前町では、松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により厚生労働省令の基準どおりに人員基準を定めています。このたび全国知事会、全国市長会、全国町村会などから放課後児童健全育成事業に係る地方分権案の提案を受けて、11月19日の内閣府の地方分権改革有識者会議において厚生労働省令の人員基準を従うべき基準から参酌すべき基準に緩和し、自治体の判断で配置数を決定できるようにするとともに、職員の資格についても柔軟に決められるようにするとの厚生労働省の対応方針が示されました。その理由には、現行規定では山間部や離島などにおいて児童1人であっても放課後児童支援員2人の配置が必要となり、不合理で、人材の確保も難しいことなどが挙げられています。

当町においては、いずれの放課後児童クラブにおいても平日はおおむね定員の70%程度の利用があるので、児童の安全確保と健全育成の観点から現行の基準どおりで差し支えないと考えていますが、土曜日は利用者が少ないので、土曜日の員数の基準については、今後検討してまいりたいと考えています。

なお、今後とも放課後児童クラブの運営に必要な放課後児童支援員の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） いろいろな方面から私の質問に対してお答えをいただきました。

この基準緩和については、それぞれの地方の事情とか、そういうもので変わってきますので、松前町の場合は今の方針をほぼ実行していくということでお聞きしたんですが、土曜日については若干人数も少ないということなので、それについては今後検討ということだと思うんですが、やはりここではちょっと出てきてはなかったんですけども、私もやっぱり支援員さんの日頃の声とか、そういったことをお聞きしたりする中で、やはり仕事というのは結構大変な面はもちろんあるんですけど、安全面というのはやっぱり何か事故があったりとか、そういうことがあると大変なので、非常に責任感という重さが結構あるということは聞いております。北伊予のようにきっちりとした施設を整備されて、今後岡田も平成32年には4月新設でそうなるっていく、ただ松前小学校についてはまだその場所も決まってないという状況で、順次されていくんだと思いますが、その過程の中でも子どもたちを受け入れてやっていかなきゃいけないその中で、やはり支援員さんのなり手という

か、そういったところもなかなか難しいのかなというところで、結構移動というか、そういうことであるんだという話も聞いております。支援員さん自身も、今日も私ポストにこういうのが入ってたんですけど、ふれあいだよりといった、非常に支援員さんたちは一生懸命自分たちの活動のことなどもお便りにして一生懸命されているということも分かっておりますが、そんな中で、今回はちょっと話の中にはなかったんですが、支援員さんの報酬も対策改善の一つかなと思われるんですが、8万7,400円が11万6,200円に上げるというような上程もあったんですが、こういったことについても、以前は夫の扶養の中で抑えておきたいというような声もありましたが、やはりいろんな面でそういう収入面においても、それからその責任面においてもやっぱり支援員としてしっかりとそういうところも見ていただいている町の姿勢というものに対しては非常にうれしいという話は聞いてるんですが、そのあたりのことは一切今回は出てこなかったんですけども、町のそういう支援員に対する体制、そういったものについてはどうなんでしょうか。ただ一つ、ここに私ちょっと通告書の方には書いていたんですけども、先ほどの口頭ではちょっと抜かしておりました、学童保育に従事する人に対する研修なんかも緩和していくという方針が出てるということなんですが、これは非常に責任とか、そういった面においたらとても大事なことだと思うんですが、その辺の考え方、そこをちょっともう一度お尋ねしたいなと思っております。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 先ほどの御質問の中に研修とかあったと思うんですけども、恐らくこれ国の方の資格要件の中に、支援員になるために補助員としての経験が5年、これを2年に緩和するということがあったと思うんですけども、松前町としましては、資質の面からあわせて今の5年というのを今の現在変える予定はございません。それと、研修につきましても、資格要件の中の研修だけではなくて、先ほどお答えの方にもありましたように子どもの発達支援に係る研修とかというのも別に受けさせておりますし、現場の方におきまして発達障がいの子どものなどもおりますので、そういった場合には支援員だけでは対応が難しいということもありますので、専門の方に来ていただいて、こういう対応をした方がいいよというようなアドバイスを受けながら運営をしております。

なお、現場のことにつきましては、放課後児童支援員、その話をよく聞いて、福祉課の方で対応できる部分については支援をしていきたいと考えております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 研修についてはよく分かったんですけども、いわゆる環境体制というか、そういう収入面におけるものについてはちょっと触れてはなかったんですけども、これについてはこの私の話とはちょっと別個ということなんか、町自身がそれを今後支援員の資質向上とか、そういったもののために、それから環境面とか、いろんな面を考えた上でそういう状態があったのかということについてはいかがでしょうか。

○議長（八束 正） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 今回の報酬改定につきましては、現在の放課後児童支援員の報酬が保育所あたりで働いている現場の職員とも格差があるということで、そこを是正したということでございますので、放課後児童支援員を確保するために報酬を上げたということではございませんので、そこは御確認をいただきたいと思います。

なお、これに上げたことによって確保できるかどうかというのは、また今後状況を見て、確保が難しいということであって、対応しなければならないというのは今後の課題だろうと思っております。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 結果的にはそういう環境整備につながっていけば、子どもたちにとって安心・安全が確保でき、そして支援員も確保しつかりとできるのであれば、私はどちらの、原因と結果については、それがいい方になればいいのではないかなというふうを考えております。

それでは、その次のふるさと納税について進めたいと思います。

ふるさと納税制度への取組と返礼品についての考えをお聞きしたいと思います。

ふるさと納税については、本来の趣旨から離れ、返礼割合が3割を超える返礼品を送付したり、地場産品とは言いがたい品物やサービスを提供する自治体が増える中、国から見直し通知が去年から今年にかけて2度ほど出され、それらに該当するものについては、自主的に見直しをかけて、その数も減ってきています。ただ、一定のルールの中で地方自治体同士が切磋琢磨することにより全国各地の地域活性化につながり、優れた地域資源が発掘されることが期待される中、この制度の良さに立ち返れば、一昨年の地方創生の取組の一環として生まれたはだか麦を使った料理やお菓子などを生かすこともできないのかなというふうに私の方は個人的に思っております。せっかくの補助金を使っていろいろな試作品や産業育成のきっかけづくりをしたはだか麦の品々を返礼品に組み込んだり、もっと松前をアピールすることについて利用できないでしょうか。町としてはこの制度そのものについてのお考えもあると思いますが、今後どのように取り組んでいくのか、考えをお尋ねします。

以上です。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） ふるさと納税についてお答えいたします。

ふるさと納税は、生まれ育った町や思い入れのある町に頑張ってもらいたい、貢献したいという思いを寄附金という形でかえて応援するもので、松前町のふるさと納税の今年度実績は本日現在で33件の58万円となっています。返礼品については、高額なものや地元産品ではない返礼品が問題となっていますが、松前町ではふるさと納税が開始された平成20年度

当初から制度本来の趣旨を踏まえ、金額は寄附金の3割以内とし、地元の産品のみを使用しています。現在返礼品に協力していただいている事業者は7業者で、1万円以上が8品、5万円以上が5品の返礼品を用意しています。議員御指摘の町の特産品であるはだか麦を使ったお菓子の新商品については、今年度6月からパティスリー・ラブアンドラブのはだか麦ドーナツと焼き菓子セットを新たに返礼品に加えています。また、「はだかむぎゅ」については、現在商品を開発中であり、商品化された際には返礼品として加え、更にはだか麦をアピールしていきたいと考えています。

なお、今年度は先ほどのはだか麦ドーナツと焼き菓子セットのほか、11月から北川原にある和将窯の陶器のカップ、和将窯匠の一品エチュードカップセットを新たに追加するなど、美術品も取り入れました。このほか手続を簡素化するため、本年度4月から電子決済システムを導入するとともに、広く周知を図るため、ふるさと納税の最大級のポータルサイトふるさとチョイスも利用しています。これにより手続方法から返礼品の種類まで全てパソコンやスマートフォンなどの画面上で行えるようになりました。今後も国の趣旨を踏まえつつ、応援してくれた方へのお礼の気持ちとして松前町の魅力をたくさん感じてもらえるようはだか麦を使用した新たな返礼品の導入に向けて取り組むとともに、はだか麦以外の地場産品の掘り起こしを行い、これからもより多くの方にふるさと松前を応援していただけるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） 本当にそういう取組を、私自身もはだか麦のクッキーとか、そういったのが6月から入っているということを私自身もちょっと失念しておりまして申し訳なかったんですが、更に11月からは和将窯の、食べるものだけでなく、そういったカップセットなども付けてということで、ただ残念なことに、私もホームページでちょっと見ていったんですけども、なかなかそこへ到達するというか、見るときに、私自身が弱いのかも分からないんですが、割と目立ちにくいというか、そこへそういうものがあるんだよということのアピールが何となく少ないんじゃないかなという気がいたしました。だから、ホームページの何か1月の後半ぐらいにまた改良されるとかという話もちょっとお聞きしてるんですけども、文字を何か入れたらぱっと見やすく、行くのに2つか3つぐらい行って、ずっと見れたという感じがしたんで、ちょっとそのあたりがもう少し見やすくなったらいいかなという気がします。そして、松前町にはこんないいものがあるよというところを何かちょっとそのアピールの点がまだまだ足りないんじゃないかなということで、ふるさとチョイスにも載せていただいているということなんですが、ほかのところもいろいろと工夫して出してますから、どうしても埋没してしまいがちなんで、ちょっと地味な部分もあるんですけども、そういったところも、返礼品を豪華にするということで

はなくて、松前町をアピールするという、松前町はこんなこと、こんないいものがあるんですよということをアピールするためのツールとして私は返礼品を使っていただけたらいいと思いますから、金額うんぬんじゃなくて、松前町のアピールという意味で、それを十分対応していただけたらいいかなというふうに思いますので、是非そのあたり、まだまだ工夫が要るのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

それでは、ふるさと納税についてはそのぐらひにして、最後の観光事業ということについてお話をしたいと思います。

町内の観光スポットの掘り出しに多くの人を巻き込むネットワークの拠点づくりについてのお考えをお伺ひしたいと思います。

本町は面積が小さくて、山のない平野だけの町ですので、観光事業そのものが他の市町に比べて進みにくいというふうに思われていたようですが、豊かな水と瀬戸内海に面し、農業も盛んで、自然豊かで穏やかな気候の県都松山の膝元にもありますし、教育の町として多くの著名人も輩出しています。すばらしい町だと言えらると思います。地味でメジャーなものはありませんが、紹介したい、アピールできる観光スポットは幾つもあるはずだと思います。それが10年前に西日本一の大型商業施設ができて、多くの人々が本町を訪れるようになりました。少しずつ交流も進み、観光スポットが幾つもあることに町民自身が気付くようになりまして、またそれを内外に広めていきたいという機運も生まれてきました。そのけん引役として町民自らが動くボランティアグループが活動し始め、レンタサイクル事業とか、写真コンテストだとか、ガイドツアーなど企画参入することで、その輪が広がり始め、ネットワーク化しつつあると思います。ただ、多くの市町のようにその拠点となる観光協会的な窓口がないために問合せや案内、あるいは広報アピールする部分の双方向性というところが弱いのではないかなと思います。町のホームページとリンクさせたり、ニーズ、マッチのスピード化を図るためにも拠点づくりを進めて、町の観光事業の飛躍につなげていきたいのですが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 松前町の観光事業についてお答えをいたします。

松前町は文化財のほかに親水公園、重信川等の水辺空間、黄金色に輝く麦畑などの観光資源を有しておりますが、個々の資源は小規模で分散をしておりますして、観光地としての知名度は決して高くはありません。そのような中で町はエミフルMASAKIの来店者を含め、より多くの方々に松前町の良さを知っていただくためにイメージアップ戦略としてイメージソングの制作・発表をはじめ、レンタサイクル事業の展開や恋泉畑の整備を行いました。また、松前町をPRするためのプロモーションビデオの制作を行っているところでもあります。

その一方で、住民が主体となって立ち上げたまさきーいいとこ見つけ隊と観光ボランテ

ィアガイドグループはんぎりが松前町の魅力を紹介する、まさきいいとこマップを作成し、ガイドツアーを行うなど、精力的に活躍をしているところです。御質問のありました観光協会的な窓口につきましては、まさきーいいとこ見つけ隊とはんぎりの活動が更に活性化し、住民主体で観光協会の設立につながればと期待しております。今後これらの団体が町の観光振興に資するような活動を行う場合には支援をしていきたいと考えております。

また、来年1月末の予定の町のホームページのリニューアルに合わせて、まさきーいいとこ見つけ隊のホームページのリンク付けを行うこととしているところでもございます。

以上です。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員。

○8番（藤岡 緑議員） この本当に松前町の観光スポットというのは、先ほど町長も言われましたように分散して、そしてちょっと地味なところもあるんですけども、でも非常に一つ一つのは光ってるところがあるわけですね。隣の伊予市さんでもそうなんです、それをやっぱり住民の方が精力的に光るものにさせてるんですね。そして、そういうふうに動かしていったらという、この部分については非常に優れているなというのを感じまして、今御指摘がありました2つのこのグループ、そういったところが中心になって、それらをやっぱり活性化させていくという動き、そういったものがとても大事なかなと思うんですが、そこに対していろいろと広報するためのパンフレットだったりとか、いろんな部分についてかなり四苦八苦しているところではあるようなんですが、やっぱりそういった試みというか、そういうきっかけづくりというか、そこに勢いが乗ってくるのかなと思いますので、来年のそのホームページのリンクというのは非常に期待もいたしておりますが、今後はどこかのその場所である程度、いつでもどこかで連絡がつくというところ、そういったものがあると更にいいのかなと思います、今町長の御指摘がありました、そのこのグループの更なる主体化というか、そういったものが必要だということなので、そのことに関してはグループの方も今後そういう目的に向けて頑張ってくれるとは思いますが、町の方もやはりいろんな機会に合わせてそういった活動を注視していただいて、一緒になってやっていただけるような形を持っていただけたらなというふうに思います。

また、観光協会的なものとなれば、置けば当然責任だとか、人の問題とか、いろいろとありますので、そういった面も環境を整えればということではあると思うんですが、やはり急ぐためには私たち住民自身もそういったことをクリアしていかなくちゃいけないのかなと思いますので、そういった面での協力、御助言を今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の方の質問は以上にさせていただきたいと思ひます。

○議長（八束 正） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

3 番金澤浩議員。

○3 番（金澤 浩議員） 3 番金澤浩です。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は3点御質問させていただきます。

まず、第1点目から申し上げます。

第1点目は、防災対策及び子どもたちの学習環境、これを絡めた質問をいたしたいと思えます。

内容としましては、国の2018年度補正予算9,356億円が11月7日、全会一致で成立いたしました。そのうち公立中学校などのブロック塀対策とエアコン設置には、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金985億円が今年度限りの補正予算ということで創設されました。この交付金の内容をよく鑑みますと、ポイントは3点あると思えます。まず1つ目は、地方債の充当が地方負担分3分の2の100%まで認められ、その元利償還金の60%まで今年度交付税措置されるため、実質的な地方負担が26.7%に大幅に軽減されることがありました。これは従来はエアコンが51.7%、ブロック塀が66.7%と高い数値でした。2つ目は、対象となる事業規模の下限額が、従来は学校単位で400万円以上とされていたところを、設置者単位に変更されて、1校当たりの事業規模が安価でも申請しやすくなったということ、これが2点目です。さらに、それに加えて3点目としまして、これまで困難とされていた事前着工した事業、これは完了した事業も含むという意味ですけれども、これをも対象予定としたことなどが挙げられます。文科省によりますと、11月下旬には各自治体に交付の内定を示して、今月12月中旬の交付決定を目指す報道されました。

以上のような国が示した条件を鑑みますと、ブロック塀の早期対策、エアコンの来夏供用開始に向けまして、これから始まる冬休み、春休みの早期着工が可能だと思えます。特にエアコンに関してはコストダウンと作業の効率アップなどから、特にこの冬休み、春休みの有効利用が大切だと思えます。加えて、このエアコンというのは子どもたちの学習環境以外と、あともう一つ、町民の避難場所としての重要な役割があるわけですから、一日も早くこのような準備が必要ではないかと思うゆえんであります。

そこで、町の考え及び具体的な計画と今後の対応について、次の2点について伺いたいと思えます。

まず第1点目は、ブロック塀について、総予算は幾らでしょうか。

2つ目、工事の進捗状況は定期的に議会に全員協議会のときに報告いただいておりますが、いつまでに全ての現在やっている工事が完了する計画でしょうか。

3つ目、今後の安全・安心に向けての課題、あるでしょうか。

4つ目、どのような計画でブロック塀に関して万全の対策をとろうとしているのか、お伺いしたいと思います。

2点目としまして、エアコン設置についてですが、まず1つ目は、前回9月議会での御答弁では、業者見積りの概算で約3億円ということでしたが、今回決定した総予算はいかほどになるでしょうか。

2点目、今回見積りするに当たって他市町の先進事例などを調査した上で予算を策定したのでしょうか、それとも独自にされたのでしょうか。

3点目、どのような評価をして予算数字を策定したのか。

次に、少しでも安く、いいものを設置するための計画はどのような形でしょうか。

ちょっと細かいですが、そのようなことをお伺いしたいと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仲島昌二） 防災対策のうち、ブロック塀についてお答えいたします。

今回の調査で危険と判断されたブロック塀のある学校は、北伊予中学校を省く5校でした。このうち岡田小学校及び北伊予中学校は改修工事が完了しています。松前小学校は年内に改修工事が完了する予定です。改修工事費を12月の補正予算に計上しており、残る北伊予小学校及び松前中学校は3月末までに工事の完了を予定しています。これにより今年度で全ての学校で危険な状態のブロック塀はなくなる予定です。

総予算は、着工済み3校の契約額601万4,520円と、今後工事を予定している2校の予算額554万400円の合計1,155万4,920円を見込んでいます。今後はブロック塀の老朽化が進んでいくことが考えられますので、定期点検を徹底し、安全対策に万全を期します。

続きまして、小・中学校のエアコン設置についてお答えをいたします。

総予算は、小・中学校空調設備設置工事及び工事監理業務として5億8,154万7,000円を12月補正予算に計上しています。他市町の予算等については聞き取り調査をいたしました。学校規模や導入方法、工期及び既存設備が異なることから予算額積算の参考程度にしました。エアコン設置には買い取り方式とリース方式がありますが、財源として活用するブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金にはリース方式は対象外のため買い取り方式を採用しました。

予算の計上に当たっては、学校ごとに仮設工事費、機械設備工事費及び電源設備工事費等を積み上げて事業費を算定した予算額を定めました。少しでも安く、良いものを設置するために入札は一般競争入札を予定しています。発注までに積算等を再度精査し、適切かつ早期に工事が行えるよう努めてまいります。エアコン設置のスケジュールについては、予算成立後、一般競争入札を行い、平成31年3月に着工し、来年夏の稼働を目指します。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 一定の回答をいただきました。

その中で再質問させていただきます。

まず、ブロック塀に関しては学校の方は今年度で全て完了するというので、非常に保護者の方々、子どもたち安心できるかと思います。

そこで、再質問1つ目としてお伺いしたいことがございます。この後の質問で出す予定ではあるんですけども、実は学校近辺とか、そこは完了するんですけども、古城幼稚園の避難訓練で私感じたことなんですけれども、避難ルートブロック塀ですね、ブロック塀が倒れたら避難が実質できなくなるわけですので、その場合ブロック塀に関して学校の周辺とかというのも今後対策が必要と考えられますけれども、そのあたりは今後の御計画としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（八束 正） 暫時休憩。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

○3番（金澤 浩議員） それでは、次に回すとしまして、エアコンに関してお尋ねしたいと思います。予算の方が、当初の3億円、業者見積りから5.8億円に上がったということなんですけれども、それぞれ電源設備とか、様々やったということなんですけれども、これはあれですか、検討の中には、これ業者さんに何うと、付加計算というのがあるそうですね。家庭のエアコンだと大体付けるところが決まっているので、ここに室内機付けて室外機はベランダに置くとかというのが一般的らしいですけども、やはりああいう学校のような大きな建物になると、やっぱり日照りであるとか、人員であるとか、様々な、あと冷媒配管を大分延長すると能率が非常に落ちるとか、いろいろな問題があって、かなり詳細に検討するという事をお聞きしました。そのようなことをしたら実質は約2倍ぐらいになったというのかなとちょっと推測はするんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（八束 正） 仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仲島昌二） 金澤議員さんの御指摘のとおりでございます。9月の議会ではおおむね3億円というふうな答弁をさせていただきましたが、やはりこのエアコンの5億8,000万円の計上の時には精査しましたら、やはりそのときにはおおむね1教室が200万円の150教室というふうな形で私どもの方も議会の方でおおむね3億円というふうな答弁をさせていただきましたが、その後やはり業者等とも精査して、協力もしていただきまして、やはり機械の改修、またそれと電源等、当然キュービクルですか、等々も必ず要ります。今の学校での電気の設備では当然電圧ももちません。それと、諸経費等々が

積み重ねまして、この5億8,000万円というふうな予算になりました。

以上でございます。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 承知しました。おっしゃるとおり良いものを高く購入するのは誰でもできることですので、やはりどのような設計、施工方法が最適かというもの、また税金の有効活用ということで、一般競争入札ということなので、特にそのあたり更に御留意の上、お願いできればと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

2番目の質問いたします。

2番目は、町立幼稚園などの災害避難についてお尋ねいたします。

この件は昨年と今年私の住んでるところのすぐ近く、古城幼稚園がございますので、津波時高所避難訓練というもの、昨年から始まりましたので、本年も参加させていただきました。その中で訓練に参加する中で、これはどうかなと思う、危惧される3点について町の考えを伺いたいと思います。

まず第1点目、通園時等の公共施設のブロック塀は国の補正予算で防災対策が可能であります。避難経路に存在する民間所有のブロック塀対策はどうするのでしょうか。避難する上でどうしても必要な避難路である場合というのが避難訓練の中でもよく分かりました。その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目としまして、さきの北海道の地震で札幌市というのがびっくりするぐらい液状化が起こっておりました。古城幼稚園の近所も地下の方は水路が回っております。訓練参加する中でもし起こったら、園児の足でどうするんだろうかと、そのような疑問がありましたので、これに関してもお尋ねいたします。

3つ目ですね、3つ目は、古城幼稚園の避難訓練に参加した職員さんというのが幼稚園の職員さんだけでした。私も去年は職員さんに交じって訓練参加したわけなんですけれども、やはり自分が訓練に参加すると、周りのことというのが意外と見えませんで、客観的にその訓練がどうなのかということの評価することは難しいと感じました。そこで、幼稚園以外の職員さんが参加して客観的に訓練を評価することで多くの改善点が見えると考えました。

そこで、次の2点に関してお尋ねいたします。

まず1つ目、他の幼稚園、保育所でも当該施設の職員だけで訓練を行っているのでしょうか。PDCAは幼稚園のみで実施しているのでしょうか。それとも共有されているのでしょうか。

次に、昨年の反省から改善、園だけで判断できないことの打合せはどうなってるのでしょうか。担当者がかかった場合でも避難ノウハウが継承できるマニュアルづくりはあるん

でしょうか。

2つ目、訓練に参画し、今後は連絡、連携の必要性を感じましたが、町のお考えと指針はいかがでしょうか。

これに関してお尋ねいたします。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） 避難経路に存在する民間所有のブロック塀対策についてお答えします。

民地のブロック塀については、個人の財産であることから、6月末以降回覧板や広報まき、ホームページで所有者の責任で適正な管理をお願いしております。今後も引き続き周知、啓発に努めてまいりたいと考えています。

また、平成30年度知事要望で、一般家庭の危険ブロック塀等の改修に対する補助制度の創設についても要望しているところであります。

また、報道によれば、国においては危険なブロック塀の撤去や改修を促進するための補助事業を来年度から拡充する方針のようですので、その動向を注視しながら対応してまいります。

続いて、液状化が起こった場合の対策についてお答えします。

本町の状況は平成29年3月定例会において金澤議員の御質問に答弁したとおり、平成26年度に町内各地点のボーリングデータを分析し、当該地点の液状化発生の危険性の度合いを地震のタイプ別に判定した地図を作成し、ホームページに公表しています。ただ、現段階で液状化は起こるであろうという想定はできますが、どの程度の液状化が起こるかの想定はできておりませんので、いざというときに安全に避難できるルートをふだんから複数想定していただくことなどについて周知、啓発を継続してまいります。

また、平成24年5月28日に愛媛大学防災情報研究センターと締結している防災研究に関する相互協力協定や平成31年1月31日に締結予定の愛媛大学との連携協力協定などを活用して、専門家の御助言、御指導を受け、液状化に対する対策を含めまして防災・減災について検討していきたいと思っております。

また、国においては、宅地の液状化の危険性や盛土造成地の場所を示す液状化マップの整備を急務とする方針のようですので、その動向を注視しながら対応してまいります。

私の方からは以上です。

○議長（八束 正） 米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） 私の方からは町立幼稚園の避難訓練についてお答えをいたします。

松前町の幼稚園では火災、地震、津波、不審者対応等、年間に7回から9回の避難訓練を実施しています。訓練の内容によっては、消防、警察、地域役員、住民、町職員等にも

参加要請をしています。訓練は町の防災マニュアルを基に作成した幼稚園の防災マニュアルに従って実施しています。実施に当たっては消防、警察などとの相談や、町職員と園長との連絡調整のための園長会での協議を行い、実施後は専門家である消防や警察、また地域の方々からも評価を受け、防災マニュアルの見直しを行っており、訓練のP D C Aは幼稚園だけで行っているわけではありません。

また、先ほど申し上げたとおり各園において防災マニュアルを作成しておりますので、園の担当者がかかわっても円滑な避難訓練ができるようになっております。

今後とも教育委員会と幼稚園の連携を密にし、できるだけ避難訓練に町職員も参加し、より効果的な訓練の実施に努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（八束 正） 楠田福祉課長。

○福祉課長（楠田匡志） 続きまして、町立保育所などの避難訓練についてお答えします。

町立保育所における避難訓練につきましても、先ほど答弁しました幼稚園とほぼ同様でございます。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 一定の御答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、各園の施設の防災マニュアルつくられてるということだったんですけども、それぞれ場所が違いますので、対処すべきようなことというのは異なると思うんですけども、それはお互いにそれぞれこういうときはこうするといったようないろいろな想定に基づいた対処というのは、情報の共有はそれぞれなさってるんでしょうか。

○議長（八束 正） 米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） 今議員さん申されたとおりそれぞれの園の避難訓練のマニュアルについては共有をしております。ですから、それぞれ松前、古城幼稚園でございますけれども、危険箇所についても職員、それと定例の園長会で教育委員会とも共有をしております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 私も実際今課長がおっしゃったとおり古城幼稚園の園長先生からいろいろお話を伺う中で、幼稚園の職員さん非常に忙しい中で、周辺ずっとフィールド調査、職員同士で回られて、どこが危険かとか、かなり詳細に地図に書き込まれて、非常に感心いたしました。そこで、これけちをつけてるわけじゃないんですけども、実際私

も全く知らないような状況で、昨年は1人で参加しました。今回は1人だけだと見えないこともあろうかと思ひまして、同じある議員にお願いしまして、2人で参加しました。片方は全体的、ふかんして見てくださいということをお願いしました。そうしましたら、自分の子どもは大きいので、園児というのはこんだけちっちゃいのかというのが改めて認識した次第なんですけれども、やはり園児に寄り添った形での避難というのはどうあるべきかというのを改めて検討することが大事じゃないかと思ひ知らされました。園児のスタンスで例えば水が出た場合に逃げられるのか、長靴履かせても全部体埋まっちゃうんじゃないかというぐらいの感覚でしたので、そのようなことを多角的に考えて、どれくらいカバーリングすればいいのか、それに関しては先ほど液状化に関してもお話ありましたけれども、これ起こってみないと分からないというところ多いですよ。ですから、想定が多ければ多いほど、安全・安心というのが担保できる可能性が非常に高くなっていくということだと思います。そこで、いろいろ御検討、昨年とか今年の反省を踏まえてお考えかとは思ひんですが、より現場に近い課長さん、部長さん、今回全体的な防災訓練もあったわけですので、特にこの幼稚園や保育所に関して何から今後始めたらいいかというようなお考え、あればお聞かせいただければと思ひます。

○議長（八束 正） 米澤学校教育課長。

○学校教育課長（米澤浩樹） 今米澤議員さんが言われたとおりだと思います。やはり園児の目線に立って、園児は特に避難するスピードも遅いんです。だから、大人の避難する時間では避難できません。ですから、そのあたりは先ほど申し上げたように園児の目線で立って、避難箇所も1か所だけではなくて、何か所というふうに考えて、それで対応をしておるところでございます。ですから、何回も言って恐縮ですけれども、やはり園児の目線に立って避難経路も複数経路というふうに考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 課長がおっしゃるとおりだと思います。こちら今、たまたま今回はこれ園児に関する質問になりましたけれども、弱者対策として障がいをお持ちの方とか高齢者にも通ずるところだと思いますので、より一層の安全対策、関係部署の方々をお願いしたいと思ひます。

では、次の質問に移ります。

それでは、3つ目の質問に移ります。

3つ目は、地域の子育て環境についてということでお伺いしたいと思ひます。

平成27年度、岡本町長が御就任以降、中学生までの医療費無料化、放課後児童クラブの整備など、子育て支援が他市町と比較しても充実度が増してきており、町民の皆様から一定の評価を得ていると思ひられます。しかしながら、更に期待がございました。子育て中の

若い世代のお母さんたちから上がっている声があります。松前町は自然環境はいいんですけれども、自宅からベビーカーを押して気軽に子どもを遊ばすことができる公園などが少ないと、ほかと比べてどうかと思うといったような、他市町から引っ越してこられた方々ですね、ある方から伺いました。この声というのは、今はスマートフォンなどでSNSでママ友の間で話題になっているということをよく、いろんな方々から伺いましたので、お尋ねしたいと思います。

公園緑地の効果、存在効果、利用効果などというものを鑑みますと、今後若者の移住促進にも影響する重要な課題であると思います。町の考えをお伺いできればと思います。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、地域の子育て環境についてお答えします。

公園緑地は屋外での自然との触れ合いや、集団の中で体を動かす遊びの場となり、子どもの健全な発育に不可欠なものであり、御質問のあった安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりにおいても、若者の移住促進を図る上においても重要な施設であると認識しております。このため本町では時代時代の要請に応えながら都市公園の整備を進め、現在では12か所の都市公園を設置しています。設置している12か所の都市公園のうち、主に周辺の住民が子育て等で利用することを目的とした街区公園は8か所あり、1人当たりの街区公園面積は近隣市町の中では松山市に次いで2番目の広さとなっております。これとは別に、地域が新設するコミュニティ広場に対しても町が補助しており、ここ数年では鶴吉、大溝、西高柳の各地区で新たに整備され、現在では27か所のコミュニティ広場が設置されています。

また、平成29年度から平成31年度までに地域がコミュニティ広場に遊具を新設する場合は補助率10分の10、限度額180万円の補助金を交付することにしており、これを活用して今年度も3か所の広場に遊具が設置されました。町が新たに公園を整備することは困難ではありますが、今ある街区公園やコミュニティ広場を子育てや地域コミュニティ形成の場として有効に活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 松山市に次いで第2番ということなんですけれども、確かに副町長おっしゃるとおりいきなり公園つくるというのは、これはちょっと大変なことではないかなと思います。ただ、声がある以上、そういうかつちりとした公園でなくても、ちょっとした場所などというのも自転車で回ると散見されますが、例えばの話ですが、最近自転車で回ると、空き地などもちらほらと見えてまいります。例えば空き地といっても民間の空き地は勝手に使うことはできませんけれども、公有地の空き地、よく声を聞いた一つとしましては、北川原の若葉保育所の跡地とか、あのあたりというのは何もありませんの

で、例えばの今お話なんですけども、公有地の空き地などを利用してそういった形のを簡易的に整備するということは考えられないでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 今御質問にありました若葉保育所の跡地については、一部使用予定がありまして、その後の残地については今のところ使用計画がありません。この後どういふふうに整備していくかについては検討課題となっております。

また、その他の町が保有している空き地等で、仮に地域、その周辺にそういった施設が何もないであるとか、そういうふうな一定の条件を考えて、可能であるようであれば、簡易的に実施することは可能ではないかなというふうには考えております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 簡易的には可能ではないかなというようなところですね。是非、声が上がってますので、お願いできればと思います。特に今回このような声が上がってきた背景では、私が議員になりたての頃、ちょうど子どもの医療費無料化にならないかということでこの場で質問したことがあります。そのときの以前の町長の回答では、国の動向を見てといったような回答がありまして、そのときにやはりお母さんたちから、松前に子どもとかいなくなってもいいのかといったような非常に批判的な声が多かったのを記憶しております。そこで、今回岡本町長になられてから前できなかつたことができてきたということで、非常に精力的にやっただけではないかなという期待が高まっておりますので、このような子育て中のお母さんからの声を聞いて、町長にお伺いしたいんですが、新年度、公約の中から実現の一つとして、今副町長がおっしゃったようなこと、いかがかなと思うんですが、いかがでございましょうか。直接お伺いできればと思います。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） 子どもが遊ぶ場所が少ないというのは、まちづくり女性会議などでも耳にしているところでもあります。そういうことがありましたので、先ほど副町長から答弁をいたしましたように3年間に限って地域のコミュニティ広場に遊具を設ける場合に10分の10の補助をしようというような制度も設けたわけでもあります。

あと、今どうしようかなと思っているところは、かわまちづくり事業という制度がありまして、重信川等の河川敷を活用した公園整備をしたらどうかというような国交省からの呼び掛けとございますか、そういう話もありますんですけども、中途半端なこともできませんので、現在松前中学校の建設だとか、小・中学校のエアコン設置だとか、放課後児童クラブの設置だとか、大型事業が本当にめじろ押しになってまして、財政上大変厳しい状況にありますので、今すぐにはなかなかいきませんが、将来的にはそういう土地を確保しなくても、河川敷を利用するような形で公園整備ができるのであれば、ひとつ検討の余地はあるかなというようなことは考えているところではありますので、そういう状況

であるということを御理解いただいたらと思います。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 大変なことは私も重々承知しております。やはり一見すると無理なことでも、何とか考えてくれるというのが町民からの期待であると思いますので、今おっしゃっていただいたようなことを精力的に進めていただければと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

4つ目ですが、町が所有している個人情報の危機管理についてお尋ねいたします。

このたび個人番号カードを利用してコンビニ等に設置されている端末機から印鑑証明書を取得できるサービスを導入するということが今議会課題になってますので、それを前提にしてお伺いいたします。

コンビニ交付サービスは町が所有している個人情報をコンビニ等に設置されている端末機とつながっている民間のサーバーコンピュータへ伝送することで可能なサービスです。個人情報の漏えい事故を想定した場合リスクマネジメントをどのような方法で考えていらっしゃるのか、そのあたりどういう判断で実施しようということ踏み切られたのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（八束 正） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、コンビニ交付サービスにおける個人情報保護対策についてお答えします。

来年2月からマイナンバーカードを利用して、住民票の写しと印鑑登録証明書等の交付を行うコンビニ交付サービスを実施します。このサービスは松前町が設置する証明発行サーバーとコンビニエンスストアに設置されるキオスク端末を専用回線で結合して証明書を発行する事業です。このサービスでは制度、技術、運用面対策、厳格なセキュリティ対策、原本性の確保、厳格な本人確認などの個人情報保護対策が施されています。

リスクマネジメントの主なセキュリティ対策としては3つあります。

1点目は、データ通信上の対策です。松前町のコンビニ証明発行サーバーとコンビニ店舗のキオスク端末とは証明書交付センターを経由して専用回線で結ばれています。松前町の証明発行サーバーと証明書交付センターの間は最も信頼性の高い行政機関専用の総合行政ネットワーク回線、証明書交付センターとキオスク端末の間はコンビニ事業者の専用回線で結ばれています。回線上にはセキュリティ装置や侵入検知システムが設けられ、通信回線内のデータには暗号化が施されるなど、不正なアクセスに対する十分な対応を講じています。

2点目は、システム上の対策です。松前町の証明発行サーバーやファイアウォール、中継サーバー等については全てこのコンビニ交付システム専用の機器を設置し、第三者からのアクセスを受け付けないようになっています。松前町の証明発行サーバーから送信され

るデータは加工ができないPDF形式のイメージデータを暗号化しているため証明書交付センターでは加工処理ができません。また、証明書交付センターやキオスク端末はデータベースを持たないシステムとなっており、また証明書の発行後は証明データが自動消去され、証明データを保管したり、記録したりすることはできません。

以上のような仕組みのシステムですので、データの漏えい等に対する安全性は十分に確保されていると認識しています。

3点目は、証明書等の交付に際しての保護対策です。個人認証はICチップを採用し、安全性に優れたマイナンバーカードを用いることとなります。証明書等の交付を受ける場合はマイナンバーカードを読み取らせ、利用者自身によりパスワードを直接入力しなければならないので、他人に成り済まして証明書等の交付を受けることはできません。また、改ざん防止としては、証明書等の裏面に特殊印刷を行い、改ざん防止処理を施し、原本性を確保することとしています。このほかに各種サーバー及び通信機器、キオスク端末等にはパスワードによるロックがかけられ、権限のある者以外の操作やアクセスを拒否していること、証明書交付センターは全キオスク端末の監視を行っていること、コンビニ店内には監視カメラの設置が義務付けられ、その記録は一定期間保管されること、キオスク端末にはコンビニ店内に設置されることから常時コンビニ店員の目視による監視や監視用端末での監視も実施されること、キオスク端末には厳重な施錠が行われることなど、あらゆる場面においてセキュリティ対策が講じられています。

以上のとおりセキュリティ対策は万全であると認識しています。

以上です。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 御答弁ありがとうございました。

二重三重の保護システムに守られているから大丈夫かなと、個人的に聞いては、私も素人なんでよく分かりませんが、安全なのかなという感じがしますが、大手企業のコンピュータなんかもハッキングされているような時代でございますので、非常にちょっと使うのはちゅうちょされるようなところがあるのかなと思います。

そこで、再質問でお尋ねしますが、例えばですが、クレジットカード情報なんか漏れるということが知人なんかでも、ないと思ってたんですけども、よく聞きますので、そういった場合はカード会社がリスクを担保してくれると、一定の条件ありますけれども、万が一こういう保護システムがあって漏れた場合、これ責任は例えばそのシステム会社がつてくれるんでしょうかね、それとも町に降りかかってくるんでしょうか、そのあたりは、これ、委託業務でやっておりますので、契約の中にそういった責任の所在とかというのはあるんでしょうか。それはいかがですか。

○議長（八束 正） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それぞれ証明書交付センターと事業者とは委託契約をいたしまして、松前町での管理する範囲、証明書交付センターからとコンビニ事業者の管理する委託契約も行っておりました、そちらは証明書交付センター、コンビニエンス事業者さんの方での対応となるようになっております。

○議長（八束 正） 金澤浩議員。

○3番（金澤 浩議員） 町職員が関わる場所以外はそれぞれのところで責任を持っていただけるということでよろしいわけですね。ありがとうございます。

それでは、以上で私の質問を終わります。

○議長（八束 正） 金澤浩議員の一般質問を終わります。

11時まで休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前11時0分 再開

○議長（八束 正） 再開します。

金澤浩議員に対する一般質問の答弁に一部訂正がありますので許可します。

教育委員会事務局長の説明を求めます。

仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仲島昌二） 先ほど金澤議員さんの防災対策のブロック塀の件に関しまして答弁をさせていただきました。危険と判断されたブロック塀のある学校は北伊予中学校を省く5校でした。このうち岡田小学校、本来であれば岡田中学校でございますが、答弁ではこちら北伊予中学校というふうな誤りの答弁をさせていただきました。学校名が間違っていましたので、修正をさせていただきます。よろしくお祈いします。

○議長（八束 正） 教育委員会事務局長の訂正の説明を終わります。

1番住田英次議員。

○1番（住田英次議員） それでは、1番住田英次、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。質問形式は全て一問一答の形式で行いますので、よろしくお祈いいたします。

それでは、通告書に従いまして、3件の質問のうち、最初の1件目の質問をいたします。

初めに、認知症の高齢者のはいかい中の事故対応についてお尋ねします。

認知症の高齢者によるはいかい中の鉄道事故などにより高額な損害賠償を請求される事故が増えていると聞きます。事例として県外ではありますが、認知症の高齢男性が線路に入り、電車にはねられ死亡した事故では、鉄道会社が家族に対して高額な損害賠償を求める裁判を起こし、社会問題にもなりました。町内にはJRの予讃線や私鉄の郊外電車が走っています。将来高齢者の2割が認知症になると推測される中、介護する家族が少しでも

安心して暮らせるまちづくりが求められています。対策として、同じく県外の事例ではありますが、認知症患者がはいかい中に鉄道事故に遭い、家族が賠償請求された場合に備え、自治体が公費で民間の損害保険に加入するという取組が増えていきます。これは自転車での事故や物を壊した場合にも適用され、自宅で介護している家族の不安の軽減に貢献しています。今後も増加していくであろう認知症の高齢者を抱える家族への事故対応として、公費による保険加入により安心して暮らせるまちづくりを進めていただきたいが、本町の考えをお聞きします。

以上、1件目の質問とさせていただきます。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

大川健康課長。

○健康課長（大川康久） それでは、認知症の高齢者によるはいかい事故対応についてお答えします。

国では認知症高齢者のはいかい中の鉄道事故による介護家族への損害賠償請求の事案を踏まえ、提訴された介護家族に対する救済措置の在り方について関係省庁で構成する認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議において検討した結果、直ちに新たな制度による対応は困難であるため、当面損害賠償については必要に応じて民間保険の紹介普及等を行うと結論付けています。このため松前町としては、国が示すとおり民間の損害賠償保険の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） ありがとうございました。

今課長がおっしゃるように少しお金の話をさせていただきますと、私も調べたところでは、県外の自治体では事例としてですけど、家族の不安を除くために医師の診断を受け、そして自治体への登録をした人に対して1人当たり、ある自治体ではありますが、年間2,000円程度の保険料を公費で負担しておりました。それによって最大1億円を上限とした補償が受けられるということでしたが、仮に今質問しましたような保険ということを町内で考えますと、どれくらいの方が対象になるとお考えですか、お聞きいたします。

○議長（八束 正） 大川健康課長。

○健康課長（大川康久） 平成30年4月1日現在で町として捉えてる数ですけども、65歳以上の方で1,010名、認知症の方がいらっしゃるというふうにつかんでおります。

以上です。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） ありがとうございます。

今の単純に2,000円とした場合に年間約200万円ぐらいの保険料といいますか、負担とい

うことですが、さっきも言われたようにそういう保険があるということもまだなかなかそういう認知症の方を抱えておられる家族の人らは知らないんじゃないというのが僕は実情じゃないかと思うんですが、一部を負担して、あと残りを個人負担とか、いろいろ進め方があるような気が僕はします。他の市町村でもこの問題といますか、この保険は徐々に進んでおりまして、先日の新聞でも神戸市の取組をちょっと紹介されておりましたが、繰り返すようですが、徐々に浸透しておるようですので、また積極的に取り上げてもらったらと思います。

続いて、2件目の質問をさせていただきます。

町内にはまだまだ狭い道路が多くあります。特に住宅地では緊急車両の通行に苦慮し、見通しが悪いことによる交通事故の危険性が高い道路が数多く見受けられます。道路の交差した土地に家を建てる時、塀や垣根などをつくった場合など、道路の隅切りをしないと、当然ながら見通しが悪くなると同時に、通行にも苦慮いたします。しかしながら、本町では隅切りについて特に設置の基準もなく、建築主の判断に任せている状況であると考えます。各地区においては、区長などの助言や判断によるところもありますが、その取組にはその時々区長によって温度差があると聞いております。

町として隅切りについて条例化による確たる基準を設け、安全で快適なまちづくりを進めていただきたいですが、町の考えをお聞きいたします。

以上、2件目の質問とさせていただきます。

○議長（八束 正） 黒田まちづくり課長。

○まちづくり課長（黒田泰弘） それでは、隅切りの条例化についてお答えします。

道路を新設する場合には松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例や開発許可基準により隅切り部を設けることとなっておりますが、2つの既存道路に接する敷地に隅切りを設けるかどうかにつきましては、当該敷地の所有者の自由に任されております。建築基準法では地方公共団体は避難又は通行の安全の目的を達成することが困難な場合には、条例でその敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができます。地方公共団体が条例を定めることにより2つの道路に接する角に空地を設けさせることはできますが、対象は学校、体育館、病院といった特殊建築物を建設する場合などに限られており、この条例を制定しても隅切りの確保にはつながらないため条例を制定する考えはございません。しかしながら、隅切りの確保は歩行者や車両の安全確保の観点から大切なことと考えており、土地所有者の善意により寄附を受けるものにつきましては、今後とも整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） ありがとうございます。

隅切りは私もいろいろ調べると、何か複雑で勉強してもまだまだよく分からないんですが、調べた中からちょっと言わせてもらいますと、具体的な道路幅員の基準を定めないまま2つの道路が交わってる角、敷地ですかね、これに対して任意の大きさの隅切りを設けるといった強制力のない推奨規定などにとどめている自治体なんかもあるようです。隅切りは大きく2つに分かれて、建築基準法による制限と、各自治体ごとの条例で定められているケースに分かれ、その根拠となる法律は全く違っているようです。先ほど言われましたように条例化するとすると、なかなかハードルの高いところがあるようですが、別の視点から防災性に優れた地区をつくるためにというようなことで、地区のまちづくりルールとしてこの隅切り問題を取り上げて、その中で策定し、共通認識を持って、法や条例のような強制力はないのですが、地区内のルールとして定めていくという進め方をしているところもあるようです。いずれにしても、現実問題として先ほど言いましたように隅切りをしないということで角地での見通し、通行に影響が出るわけですので、本町に見合った隅切りへの対応を少しでもできることから是非取り組んでいただきたいと考えております。

それでは最後に、3番目の質問をさせていただきます。

西日本豪雨災害や北海道地震など、県内はもとより日本中の多くの地域が大きな自然災害に見舞われました。そして、近い将来発生が危惧される南海トラフ地震への備えとして県内外で避難訓練が行われています。そのような中、避難所の設置時におけるペットの受入れについて考える必要性が高まっています。実際台風の接近などにより避難した避難所でペット連れは断られるという事例があるなど、多くの問題を抱えているのが現状です。災害が起こる前にペットの受入れの備えをすることで、もしものときのトラブルを少しでも減らす体制ができると考えます。環境省から発表された災害時におけるペットの救護対策ガイドラインでもペットを連れた同時避難は推奨されています。しかし、これも現時点では国レベルのものであり、避難所での対応は各自治体に委ねられているのが現状であると聞きます。災害時には人のことだけで精一杯になりがちです。是非平常時に当町に見合った避難所でのペット同伴避難についてルールづくりをして、町民への発信をしていただきたいと考えますが、本町のお考えをお聞きします。

以上、3件目の質問とさせていただきます。

○議長（八束 正） 和田総務課長。

○総務課長（和田欣也） それでは、避難所へのペット同伴避難についてお答えします。

平成26年3月に作成した松前町の災害時避難所運営マニュアルでは、避難所へのペット同行避難は原則禁止となっておりますが、施設的に余裕があり、ペットの同行を望む避難者が多い場合などは避難者で運営する運営本部会議で状況に応じた対応を検討することになります。現在国及び愛媛県では、東日本大震災での事例を踏まえ、飼い主とペットが一緒に逃げる同行避難を呼び掛けていますが、避難者が大勢いる中で一定期間ペットと共同生

活をする場合は動物が苦手な人、アレルギーを持っている人などへの配慮が求められます。

町としましては、今後住民の皆様の御意見をいろいろな場でお伺いし、検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（八束 正） 住田英次議員。

○1番（住田英次議員） 災害時に動物を守るためにはまず飼い主が無事であることが最優先ですが、動物もパニックになり予期せぬ行動をとると言われております。さきの12月2日には伊予市の北山崎小学校で伊予市の防災訓練がありまして、ちょっと私ものぞかせていただきました。市の職員とえひめイヌ・ネコの会の皆様が協力して、訓練ブースを設けて、ペット同行避難について避難訓練の参加者への普及活動をしていました。伊予市ではもう既に2年前からこの取組をしているようです。

先ほど言われたように災害時の運営本部でそのあたりを検討するということですが、やっぱり訓練で取り入れるのはさほど私は難しくないと個人的には思いますので、先ほど繰り返すようですが、平常時での訓練を是非取り入れていただいて、またペットも受け入れることができるということを少しでも住民の皆さんに周知していただいて、速やかな避難といえますか、実際のときの避難ができますように準備していただけたらと思います。

それでは、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（八束 正） 住田英次議員の一般質問を終わります。

4番影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 議席番号4番、公明党影岡俊範、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1問目、学校教育におけるICT化についてということで、新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領実施に向けて、学校におけるICT環境はということで質問させていただきます。

要旨については、平成29年3月に新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領が公示されました。とりわけ新小学校学習指導要領においては、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動及び児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動について、各教科等の特質に応じて計画的に実施すること。小学校でプログラミングが必修化され、各教科等の特質に応じてプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施すること。ちょっとなかなか理解しがたいところもありますが、算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラ

ミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること、とあります。平成32年4月1日から実施するとされております。さらに平成30年4月1日から第3学年及び第4学年において外国語活動を実施する等の円滑に移行するための措置を実施し、これも平成32年4月1日から全面実施することとしております。これらを鑑みますと、学校教育、教職員への負担はますます増大してくると思いますが、この現状を改善するためのICTの活用をどうするか、当町のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領実施に向けて学校におけるICT環境整備についてお答えします。

小・中学校の新しい学習指導要領では、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、児童・生徒の情報活用能力を育成することを求めています。学校のICT環境の整備については、本年6月議会で住田議員に答弁しましたとおり本町では平成28年度からデジタルテレビの導入、全教室への超高速インターネット回線の整備、実物投映機やデジタル教材の購入、本年11月には小学校パソコン及びタブレット端末の更新など、段階的に整備を進めてまいりました。

議員御質問の小学校のプログラミング教育とは、子どもたちにプログラミングを体験させながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力、いわゆるプログラミング的思考を身に付けさせるための教育です。プログラミング教育は算数、理科、音楽、図画工作、総合的な学習の時間、特別活動などの単元や活動の中で行い、総合的にプログラミング的思考を育成していきます。本年11月に更新したタブレット端末にはプログラミング教材が含まれており、初めてプログラミング教育を行う教師にも扱いやすく、児童も操作がしやすいものとなっています。また、新学習指導要領全面実施まで2年間の準備期間があることから、先生方の負担は余りないと考えています。

以上でございます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

私がここで質問したのは御答弁いただきましたところで解決をしておるんですが、要は、いろいろな要綱が追加追加されて、先生方の勉強せないかんとか、いろいろ負荷がかかってくるんじゃないかということで、特にまたプログラミングとかということについても新たに勉強しないといけない大変な負荷がかかるんじゃないかと心配した上で質問させていただきました。しかし、プログラミングの教材がそのICTの機器の中に組み込まれているということで、教員に対する負担というのは軽減されておるし、これからの期間

を、2年ぐらいですか、期間もあると、そういう中でしっかりとこなしていけるという御答弁いただきましたので、その点については安心させていただきました。

続きまして、件名はあれですが、要旨のところ、業務改善加速事業指定の対応は、統合型校務支援のシステムについてということで質問させていただきます。

9月議会で学校教育の働き方改革の再質問で県教育委員会の見解を紹介させていただきました。内容は新居浜市、西条市で実施している実践研究に松前町を加え、体制強化を図りたいというものでありました。その際、当町は文科省の指定を受け、業務改善加速事業に取り組んでおり、学校の実態把握、業務見直し、学校サポート体制の確立、教職員の意識改革を図る研修を行う、事務システムの支援員の配置を検討していると返答をいただいておりますが、その中に統合型校務支援システムは含まれているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 業務改善加速事業及び統合型校務支援システムについてお答えします。

初めに、文部科学省の委託事業、学校現場における業務改善加速事業の取組についてお答えします。

この事業の趣旨は、学校が抱える課題が複雑化、困難化する中、教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、これからの時代を支える創造力を育む教育へ転換し、複雑化、困難化した課題に対応できる次世代の学校を実現するため教員が誇りや情熱を持って使命と職責を遂行できる環境づくりをすることにあります。具体的には教員の長時間勤務の働き方を改善し、子どもと向き合う時間を確保し、教育の質を高めるとともに、教員のワーク・ライフ・バランスを促進することにあります。この事業では、学校現場における教職員の業務内容の実態を把握し、その課題の解決方法、効率的な事務処理方法等と、業務改善につながる方法について実践研究を行います。事業推進に当たっては、外部の専門家の知見を取り入れるため大学教授2名、弁護士1名、医師1名、民間企業主1名、町内校長会長1名で構成する学校業務改善委員会を設置しています。この委員会では9月に1回目の会議を開催し、研究課題を「勤務実態の把握・時間管理の徹底」、「他のスタッフ等との連携・分担や業務の効率化等の業務改善」、「教職員の意識改革と学校マネジメント強化のための研修の実施」、「業務改善の学校評価への位置づけ、評価の改善の実施」、「学校サポートチーム体制の構築」、「学校事務の機能強化」の6項目とし、その研究内容と方法について決定したほか、教職員の意識改革に重点的に取り組むこととしたところです。今後これらの実践研究を進め、2回目の会議においてその中間報告を行い、指導、助言を受けるとともに、実践研究終了後、3回目の会議において実践研究内容の効果の検

証を行う予定です。

次に、統合型校務支援システムについてお答えします。

松前町では統合型校務支援システムは導入しておりませんが、教育委員会としては業務改善には必要不可欠と考えており、導入に向けて検討したいと思えます。

なお、事務システム化検討支援員は表計算ソフトを使って学校事務における処理の統一化、効率化を図るため配置しているもので、統合型校務支援システムとは関係はありません。

以上でございます。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 丁寧な御説明ありがとうございます。

最後の統合型校務支援システム、これについては、まず教務系が、これは成績処理、出金管理、時間数というふうなこと、保健系もあります。これ健康診断の結果、保健室の記録、もう一つが、指導要録等の学籍関係、学校事務系の機能が統合されてるシステムのことであるというふうに記されております。教員の業務効率や事務負担軽減にとって有効な考え方だというふうに示されております。御答弁がありましたようにこれはあくまでもシステムとしての、学校業務の改善、いわゆるそれと、教職員の本来の教育に向ける時間を増やすためのツールであります。ツールでありますけれども、これを実施することによって本来教員が児童・生徒に向き合う時間が増え、そして教育の内容の向上が図られ、それがひいては最終的には児童の学力の向上と、学校生活の充実ということにつながろうと思えます。いろいろ経費はかかるかもしれませんが、これは是非ともやはり今後の松前町の教育の町というところでしましても、これを是非とも実施していただいて、豊かな教育の町というふうなことに仕上げたいという切に要望いたします。

続きまして、3問目でございます。

被災者支援システムの導入について質問させていただきます。

被災者支援システムの導入の進捗状況はということで、昨年の6月の議会で質問いたしました被災者支援システムについて再度質問させていただきます。これは今年と書いておりますが、昨年9月に他議員からの同じ趣旨の質問があった際に、県で統一システムの導入意向があるとのことでありました。県が被災者支援システムに着手するに至った経緯は熊本震災の発生が契機となっていると聞いております。まだまだ大規模災害が対岸の火事であった愛媛も、7月の豪雨をもって我が事と捉えなければならないという危機意識を持つに至ったのではないのでしょうか。我が松前町も南海地震、それに伴う津波、台風災害と防災・減災に備える必要があるのは間違いのないと思えます。防災のハードについては、国、県との連携の必要がありますが、減災は、自主防災において町での綿密な体制づくりが必要と考えます。その減災、自主防災の体制をより綿密にするツールとして被災者支援

システムは非常に有効なものになると考えます。

そこで、次の点について質問いたします。

1つは、県統一システムの進捗状況について御説明いただきたい。

2つ目、現時点での当町のシステム対応状況を御説明いただきたい。

あわせて最後に、県システムの予想される町負担、初期投資とランニングコストについてお答えいただけるところを御返答いただきたいと思います。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 被災者支援システムの導入の進捗状況についてお答えいたします。

現在松前町では災害時のり災証明の発行や義援金交付などの業務については、システム化がされていないことから、愛媛県と市町が共同で被災者生活再建支援システムを導入するために県主導で開催している被災者生活再建支援システム検討ワーキンググループ会議に平成29年7月から参加しているところです。9月12日に開催された平成30年度第2回の会議では、愛媛県から導入しようとする愛媛県被災者生活再建支援システム案、システムのネットワーク構成に対する県の考え方、システム導入に係る意思決定方法とスケジュール、費用負担の考え方について説明がありました。その説明された内容を持ち帰って検討した結果、局地災害が起きた場合のり災証明書発行業務等の応援の円滑化が図られることや、各市町が個別にシステム構築するよりもコスト削減できるというメリットがあることから、愛媛県と市町が共同で導入する被災者生活再建支援システムが有効であると判断し、これを共同導入することといたしました。このシステムは既に単独でシステムを導入、又はシステム導入予定の2市を除き、愛媛県及び18の市町が平成31年度に県内市町統一の被災者生活再建支援システムを構築し、平成32年度から運用を開始いたします。県内市町統一のシステム導入による町の負担は、県への初期構築費負担金が113万3,000円、町が保有する住基、固定資産税システムのデータと被災者生活再建支援システムを連携させるためのソフトウェア改修費用が44万円、合計157万3,000円で、平成31年度当初予算へ計上することにしてあります。また、ランニングコストは平成32年度から平成36年度までの5年間の県への運用保守費負担金が90万6,000円です。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 今の御説明で県システムの導入を決定されたということでございますね。はい。すみません、県も当然これを決定して、やるということを明確にされてるわけですか。すみません、くどいようですが。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） はい、議員がおっしゃるとおりです。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） 決定してないんであればと思ひまして、ちょっと事例を用意したんですが、これを参考までに申し上げさせていただきます、あと私の質問時間として。

当初私が御提案させていただいた、あるいは他の議員が御提案させていただいたのは西宮システムというものでございまして、これは阪神大震災のところで西宮が作成したものであります。これは被災者システムとして被災者台帳、被災者証明書、そして義援金の交付、避難所の管理、仮設住宅の管理等を網羅したものであります。これの実績としては、3・11東日本大震災で発災当時、6月3日時点で東北3県の生活再建支援の支給率は4.8……。

○議長（八束 正） 意見として説明、簡潔明瞭にお願いできたらと思ひます。

○4番（影岡俊範議員） 短くしないとイケませんか。分かりました。

私の提案として予定してたのは、そういう実績のときに宮城県の山元町、我が町が復旧支援、職員を派遣したところでありまして、そこは発災後に西宮システムを導入いたしました。その6月の時点でその申請件数に対して9割の発行をされたと、そういう実績があります。この特徴は、初期費用は事例によりまして50万円ぐらいで終わってます。ランニングコストはかかりません。そういうシステムでございまして。そういう意味ではランニングコストも発生しない、しかも安価な初期設定が終わるこういうシステムを是非事前にとりか、先に導入して、そういったシステムの有用性、あるいは新しく導入され、決定されたシステムを検証する意味でもこの西宮システムを事前に一度体験してはどうかというふうなことが私の提案でございました。もっと詳しく説明できればと思ひたんですが、要点はそういうことで、私は事前にもこの西宮システムを検討して、されて、それからより県からのシステムに対する検証ができるんじゃないかということで提案させていただこうと思ひましたけれども、以上で終わります。

○議長（八束 正） 徳居総務部長。

○総務部長（徳居芳之） 失礼します。

先ほどの影岡議員の質問の中で県と連携してやってるのかということで、システムにつきましては3社ございまして、愛媛県の方から今回導入するシステムについては、複数の自治体で導入はしております。それと、システムの保守サポートもあります。その他の自治体に対する応援等も期待できるようなシステムでございまして、コスト面につきましては、J-LISは原則無償ですが、ほかの業者に比べまして一番安くなっております。J-LISにつきましては原則無償で、各市町村が導入しておりますが、さきの愛媛の豪雨のときにも導入はしてありますが、実際使用もされてなかったということで、今回愛媛県が導入するシステムに松前町も参加して、今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（八束 正） 岡本町長。

○町長（岡本 靖） ちょっと今の足していただきます。

議員が御指摘の西宮システムというのも、県がどのシステムを導入するかの検討するに当たって、加えた上で、3つのシステムを比較検討して、今入れようとしているそのランニングコストなり、初期投資がかかるシステムに決めているんです。

その検討の中で、西宮システムについての評価については、自治体における導入被災地での運用状況については、阪神・淡路大震災以降運営実績を確認できず、熊本地震では導入されていたものの活用されなかったという評価がされています。それから、災害発生後対応の業務フロー化については、運用事例に乏しく、各自治体において一から整理が必要だったという評価、それからシステム化の対象範囲については、住家被害の認定ができない、それから使いやすさは、期待できない、熊本地震では導入されていたものの活用されなかった、それからシステムの保守サポートがない、職員に対する研修もない、各自治体に対する応援、受援も期待できない、こういう評価がされておって、このシステムは採用できないというふうなことで、今採用しようとしているシステムを使ってやろうというふうに県が決めているものでございます。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員。

○4番（影岡俊範議員） ありがとうございます。

県の見解と私が持っている資料とはちょっと見解が違うようなんですが、もうそうやって決断されたんですから、今さらということはありませんので、早くつなぎの意味でもそういうシステムを勉強することも必要じゃないかということにとどめておきます。

以上です。

○議長（八束 正） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

9番加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 議席番号9番加藤博徳が通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

松前町は昭和30年に北伊予、松前、岡田村が合併して新生松前町が誕生して、もうはや63年が経過いたしました。昭和、平成の時代も終わろうとしています。高度経済成長に支えられた時代から人口の減少化に伴い、低成長の時代になっていると思います。高度経済成長時代に建造された建物や水道施設等の多くの施設が耐用年数を迎え、耐震化を踏まえて更新の時期を迎えております。

そこで、施設等の今後の利用についてお尋ねをいたします。

まず、二名保育所の今後の利用について。

1点目、二名保育所の閉園時期とその後の利用方法について。

2点目は、二名保育所閉園後の施設の利用についてどのようになっておるか、お尋ねをします。例えば中川原、徳丸、出作の今は選挙の投票場所になってるわけですが、投票場所はどうなるのでしょうか。2番目に、建物のこれからの利用方法は、先ほど金澤議員の質問の中にもありましたが、お尋ねをします。3点目、人気がなくなる、要するに保育所がなくなると人の移動がなくなりますが、そのあたり防犯対策等についての対策計画はあるのでしょうか。

次に、若葉保育所跡地の利用計画、これも先ほど出ましたが、今後どういうふうな形になっているか、お尋ねをします。

4点目、旧保健センターの敷地、今は取り壊しましたが、跡の利用、そしてその時期はいつでしょうか。

それと、シルバー人材センターがありました旧の給食センターの取り壊し時期、その他、方向はどうなんでしょうか。

以上、1項目の質問とします。

○議長（八束 正） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、施設等の利用についてお答えをいたします。

まず、二名保育所の閉園時期は平成30年9月19日の議員全員協議会でお知らせしましたように平成31年度末の予定です。このことについては、現在入所している二名保育所の園児の保護者に説明しており、また来年度の公立保育所園児募集案内にも明記して周知しているところです。

次に、二名保育所の閉園後の施設利用については、二名保育所は耐震性能が低く、補強工事をして耐震性能を確保できない建物であることから、閉園後は取り壊す方向です。

防犯対策については、建物を取り壊すまでは不法侵入等の対策として機械警備を継続する予定です。

次に、若葉保育所跡地については、その一部を松前町第9分団消防詰所の敷地として利用することとしています。今後は平成31年度に設計を行い、平成32年度に建築工事を行う予定です。

続いて、現在取り壊しを行っております旧保健センター跡地につきましては、役場来庁者の駐車場23台分を整備いたします。時期としては平成31年1月末に完成予定です。

次に、旧給食センターの建物については、老朽化によりこれ以上使用することは困難を伴うと判断したため、撤去を行うこととしています。

なお、地域住民の方が環境講座、廃油石けんづくりの場として利用していますが、撤去後の活動の場の確保については、協力できる部分は協力していきたいというふうに考えております。

二名保育所閉園後の投票所につきましては、選挙管理委員会書記長からお答えをいたします。

○議長（八束 正） 和田選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（和田欣也） 失礼します。

二名保育所閉園後の選挙の投票所についてお答えします。

二名保育所は第4投票区の徳丸、中川原、出作地区の投票所となっています。投票所は公職選挙法の規定に基づき市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けることになっており、現在松前町選挙管理委員会において二名保育所閉園後の第4投票区の投票所について検討を進めています。新しい投票所につきましては、第4投票区の選挙人の利便性を考慮し、選挙人に分かりやすく、投票所としてのスペースや駐車スペースが確保できる場所を地域と調整し、決定することになります。今後二名保育所閉園後の第4投票区の投票所が決定しましたら、速やかに議会と町民の皆様にお知らせします。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 答弁ありがとうございました。

それでは、2項目に参ります。

松前町の経常収支比率についてを御質問します。

松前町の経常収支比率の増加の原因は、松前町の財政力指数は、平成28年度0.753、平成29年度は0.758と県下でも上位にあります。自主財源力は高いことを示しています。片や、人件費、扶助費、公債費等が経常一般財源に占める比率を示す経常収支比率は、一般的に75%以下が望ましいと言われていますが、平成28年度は88.1%、29年度は89.5%と、近年、昨年比べて1.4%上がっています。

そこで、お尋ねします。

経常経費に占める人件費の割合は減少しているのですが、全体は増加しています。その原因と今後の対策についてはどうお考えでしょうか。

以上、2項目の質問とします。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 経常収支比率の増加の原因等についてお答えします。

経常収支比率とは、地方税、普通交付税など、毎年度経常的に収入される一般財源のうち占める人件費や扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費の割合のことです。本町の平成29年度の経常収支比率は89.5%で、5年前の平成25年度の88.0%と比較すると、1.5%増加しており、その要因としては、少子・高齢化の進展に伴い、社会保障に係る経費が増加したことによるものです。75%以下が望ましいということにつきましては、昭和42年度の決算を基に国が示したもので、50年たった現在では財政需要も大きく変

化しており、国の研究会でも経常収支比率の目安について再検討することが必要であると報告されています。本町と同規模の自治体における平成28年度の経常収支比率の平均は90.7%となっており、松前町の値が高いとは考えていません。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） ありがとうございます。

今75%が昭和42年、50年たつての設定というふうなことをお聞きしました。それでは、大体どのぐらいが適当と考えるのか、またそれ以外に将来負担比率、350%以下、起債制限比率、25%以下、連結実質赤字比率、19%以下とか、実際そういうふうな比率がありますけれども、それを基に質問した場合には、それは以下ですからオーケーですという話をされてますよね。これだけ古いんですがという話されても、私が申し上げたいのは、そういうふうな比率があつて、それに対してどうしているんでしょうかということが知りたいわけですね。町民の方もそうだと思うんです。だから、この75%が昭和42年に設定したからそういう比率にないんですという表現は僕はおかしいと思うんです。だったら、今おっしゃられてるように国が今94.3%、去年が93.4になってますよね、地方とあわせて今が93.4というふうなことをおっしゃられたと思うんです。そういう面からすると、そしたら我々が評価する場合に今言われとる85%ぐらい正しいんでしょうか、そのあたりのお考えをお聞きしたかったんです。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 経常収支比率は確かに財政の硬直化を図る指標というふうに言われております。この指標につきましては、先ほど課長の方から答弁いたしましたとおり国の方が昭和42年度の決算を基に財政分析の考え方ということで75%程度が適当という数字の公表をいたしております。その頃には高度成長期にありまして、地方では投資的経費が非常に大きかった割合が、またその財源についても一般財源に頼るところが大きかったということで、そういった経費に充当する金額を確保するためには経常経費に充てる割合をなるべく抑えて、経常収支比率については75%程度が適当という考え方を示されたものであります。現在は社会情勢の変化に伴い、住民ニーズがかなり多様化しております。それに伴って住民サービスの向上についてもいろんな施策が実施されております。こういった施策については、全てが自治体のほとんどが単独事業で実施しております。例えば町で言えば、中学生までの医療費の無料化多くなっております。これについては住民の方に非常に高い評価を受けております。ただ、この財源については、当然のことながら経常一般財源が充てられております。また、今回やろうとしております小・中学校のエアコン設置につきましても、設置後については、電気代等の維持費は必要になってまいります。こういった部分についても、当然経常一般財源がその財源となり、こういったことを実施するこ

とによって経常収支比率については上昇をしていくものになります。このように経常収支比率については、確かに財政の硬直化を判断するという指標ではありますが、裏を返せば、住民ニーズの多様化に伴い、その自治体が単独で住民サービスの向上を図った結果というふうな言い方もできるのではないかとこのように考えております。そういうこともありまして、ある本によれば、大学の教授が、国が年度当初に定めております地方財政計画、これを基にその中で地方の経常収支比率の割合を大きく概算みたいな形で算定した結果が90%を超えているというふうな状況もありまして、90%が高いというふうには考えておりません。ただ、先ほど議員がおっしゃいましたように、じゃあどこまで行ってもいいのかということになりかねないんですけれども、町としましては、財政担当者の方で年度当初の予算編成とか、そういった場合の参考にするということで、基本的な考え方を持っておりまして、ただこれはその年度の予算を縛るというものは何ともありませんが、基本的には90%程度に抑えていこうという考え方は今のところ持っております。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 監査報告の中にもそういうふうな数字が出てきて、そういうふうな中から今の松前町は健全な経営をされているというふうな表現があるんですが、それは何を、今言われたのは、教えていただいたのはよく分かるんですが、一般の方については、そういうふうなものを指數的に比較するしかどういふ状況かというのが分からないので、是非とも以降もう少し絶対値の値がこのレベルでこの数値ですよというのが一般の方にも分かるように是非ホームページ等で示していただきたいというふうに思います。

続いて3項目、松前町の将来について御質問します。

公共施設等総合管理計画の作成状況は。今後松前町では松前中学校の建て替え、西古泉の浄水場の建て替えと、大型事業が控えています。それとともに各種公共施設の建物、道路の老朽化、水道管のやりかえとか、今後40年間でおおむね400億円、毎年その必要経費は10億円と言われていますが、今松前町で毎年自由に使用できるお金が町長はよく8億円と言われてますが、この金額について将来どうするのかということについて、お尋ねをします。

1点目、公共施設等総合管理計画、すなわち、いつ資金繰りを含めてどういうふうな形で実施計画が作成できてるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（八束 正） お昼に入りましたが、そのまま続けます。

合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 公共施設等総合管理計画の取組状況についてお答えします。

公共施設の管理につきましては、松前町公共施設等総合管理計画に基づき、中・長期的な視点を持った総合的かつ計画的な公共施設管理を行うこととしております。平成30年9月

議会で答弁したとおり現在個別施設計画として今後10年間で計画期間とした各施設の改修計画や改修費用の見込みなどを取りまとめているところであり、今年度中に策定する予定です。

なお、公共施設等総合管理計画の中で提示した今後40年間で400億円、1年当たり10億円という経費につきましては、平成29年6月及び9月議会で答弁したとおり各施設を個別調査して積み上げたものではなくて、総務省の単価を用い、現施設をそのままの規模で建て替えたと想定した場合の概算金額です。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 答弁ありがとうございました。

4項目に移ります。

税金の有効利用についてお尋ねをします。

執行率について、事業別の執行率は、6月の私の一般質問で執行率が95.2%で、県内最も高いという答弁をいただきました。住民側から見ると満足感は少ないと感じています。必要経費を除くと、実質事業ができる金額が8億円と町長いつもおっしゃられるんですが、そのことについて質問をいたします。

事業別の執行率は幾らでしょうか。

今後の取組方法は。

3点目、繰越金が毎年3億円近く計上されていますが、裏を返せば、計画性、見積りが甘いのではないのでしょうか、資金の有効利用がされてないと感じるのですが、御見解をお示してください。

以上、お願いします。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） 予算の執行率等についてお答えします。

平成30年6月議会で答弁したとおり予算の執行率とは、予算に対し実際支出した金額の割合で、翌年度への繰越金額は執行されなかった残額の合計です。執行率が低く、繰越金額が多くなったとしてもそのほとんどが計画どおり事業を執行した結果、効率化や入札などにより経費の節約が図られたものであり、資金が有効利用されてないということではありません。そのため事業ごとの執行率については、それほど重要なものではないと考えています。また、事業の計画性や見積りにについても甘いとは考えておりません。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 1点だけ、それでは。

ここに繰越金額、平成17年度から出してみたんですが、常に3億円ぐらいつつ繰越し

があるんですが、これが正当な金額であるというふうな御判断でしょうか。

○議長（八束 正） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） はい、正当な金額だと考えております。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 他の市町村のを比較してみますと、こんな金額が出てないところが多いんですが、実際に一般の場合ですと、できるだけ見積り金額とその差がなくて、資金の有効利用をしようというふうな活動をするわけなんですけれども、これが一般的には当たり前だというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（八束 正） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 議員おっしゃる繰越額ですけれども、その年度の入ってきた歳入から歳出を引いた歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越す額を除いた額、これが実質収支と言われております。この実質収支をその自治体の標準財政規模で割った比率、これが実質収支比率と言われるものです。この実質収支比率については、おおむね3%から5%程度が適当というふうに言われております。松前町については、大体5%前後で推移しておりますので、今の松前町の状態が悪いというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員。

○9番（加藤博徳議員） 分かりました。

以上で4点の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八束 正） 加藤博徳議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後0時8分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 三 好 勝 利

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

12月17日（第3号）

平成30年松前町議会第4回定例会会議録

平成30年12月17日第4回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1番 住田 英次	2番 田中 周作	3番 金澤 浩
4番 影岡 俊範	5番 稲田 輝宏	6番 城村 トキ子
7番 村井 慶太郎	8番 藤岡 緑	9番 加藤 博徳
10番 八束 正	11番 岡井 馨一郎	12番 早瀬 武臣
13番 三好 勝利	14番 伊賀上 明治	

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡本 靖
副町長	升田 年紀
教育長	本馬 毅
総務部長	徳居 芳之
保健福祉部長	大政 哲志
産業建設部長	松岡 謙三
教育委員会 事務局 長	仲島 昌二
総務課長	和田 欣也
財政課長	合田 光隆
財政課技監	近藤 俊彦
税務課長	早瀬 晴美
福祉課長	楠田 匡志

町民課長	重松修平
保険課長	小池良治
健康課長	大川康久
まちづくり課長	黒田泰弘
産業課長	横山眞史
上下水道課長	仙波晴樹
会計課長	山田 運
学校教育課長	米澤浩樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	塩梅 淳
議会議務局書記	徳本 敏子

平成30年松前町議会第4回定例会

議事日程表 No.3

	平成30年12月17日(月)	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	請願第2号 主要農作物種子法の復活を求める請願書		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第3	議案第61号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑 討論	採決
日程第4	議案第62号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第5	議案第64号 平成30年度松前町一般会計補正予算(第4号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第6	議案第65号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第7	議案第66号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第8	議案第67号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第3号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第9	議案第68号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑 討論	採決
日程第10	議案第69号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑 討論	採決
日程第11	議案第70号 平成30年度松前町一般会計補正予算(第5号)		
上程	提案理由説明	質疑 討論	採決
日程第12	議案第71号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)		
上程	提案理由説明	質疑 討論	採決
日程第13	議案第72号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)		

上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第14	議案第73号	平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第15	議案第74号	平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第16	議案第75号	平成30年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
	閉議			
	町長挨拶			
	閉会			

午前10時30分 開議

○議長（八束 正） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（八束 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

1 番住田英次議員、2 番田中周作議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 請願第2号 主要農作物種子法の復活を求める請願書（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第2、請願第2号主要農作物種子法の復活を求める請願書を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る12月4日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました請願第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

請願第2号は、米、麦、大豆などの良質な種子の安定的な生産及び普及を促進することを目的に1952年に制定された主要農作物種子法が、2018年4月1日に廃止され、米、麦などの優良種子供給を不安定にし、必要なときに手に入らなくなってしまうおそれがあるだけでなく、海外のアグリビジネスの日本進出と種子交配、遺伝子組み換え作物の持込みにつながる可能性があるため、主要農作物種子法の復活を求める意見書の提出を求めるものです。

審査において、主要農作物種子法、以下種子法は、戦後の食糧増産のため、国、都道府県が主導して制定され、これにより食糧難が改善され、種子は安定供給されるようになった。国、都道府県が主体となることで民間のノウハウが入ることがなかったが、品種開発には民間ノウハウの活用も必要ではないか。附帯決議として、優良な品質の種子の流通を確保するため、適切な基準を定め、運用する。国外に流出することなく、適正な価格で国内で生産されるよう努める。特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないように努めると決議を行っており、このことから、現在の多様なニーズに対応するためには、民間活力を最大限活用した開発、供給体制の構築は必要と考える。また、みつひかりの種もみ価格が高いのは、種子の特性が病気に強く、農薬散布の量を減らすなど生産に係るコストが大幅に削減できるためである。種子が高いから米が高くなることではな

く、米は安いものが生産できるようになっている。みつひかりの値段をもって全ての種子が高いということではない。遺伝子組み換え作物を規制するのは食品衛生法である。種子法廃止で遺伝子組み換え作物が入るわけではなく、別の法律により規制されているなどの意見がありました。

一方、種子法の廃止に伴い、都道府県への種子開発の補助金がカットされている。附帯決議に法的拘束力がなく、種子法が廃止されるとガードがなくなり、外資、国内企業問わず、種子の支配権が公の立場から民間企業に移るのは確実である。民間企業は特許を欲しがり、特許料で利潤を上げようとしている。日本の農家が特許料を支払わなければ、米を含む主要農作物の種子の使用ができなくなることは明白だ。種子法が存在し、都道府県から種子が供給され続ける限り、民間企業のビジネスとしての種子は国内では売れにくい。しかし、安い種子を維持するための根拠法である種子法を廃止したことにより、次第に種子の価格が高騰するのは当たり前であるとの意見もありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成少数で不採択と決しましたので、御報告申し上げます。

以上で請願第2号の報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

請願第2号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

請願第2号を委員長の報告どおり不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（八束 正） 異議がありますので、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（八束 正） 起立多数です。したがって、本請願は委員長の報告どおり不採択とすることに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第61号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第3、議案第61号松前町印鑑条例の一部を改正する条例を議題

とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長城村トキ子議員。

**○文教厚生常任委員長（城村トキ子議員）** 去る12月4日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第61号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、個人番号カードを利用して、コンビニ等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できるサービスを導入するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、印鑑登録証明書の利用状況に関する質疑があり、印鑑登録者数は現在約1万2,000人で、平成29年度の発行件数は年間9,895件である。個人番号カードの交付率は11月末時点で10.72%となっており、個人番号カード所持者の方に利用してもらえれば利便性が広がると考えているとの答弁がありました。個人情報のセキュリティ対策に関する質疑に対し、閉鎖環境の回線を使用しており、情報が漏れることはない。現在、コンビニ交付を実施している市町村においても、情報漏えいの例はないと認識している。また、端末機自体に厳重に鍵を掛けており、コンビニの監視カメラ等物理的な対策も講じているが、万が一情報漏えいが起こった場合は、証明書センター、コンビニ事業者、町で締結している契約に従い、速やかに対処するとの答弁がありました。住民票等もコンビニで取得できるようになるのかとの質疑に対し、来年2月15日から、住民票、戸籍謄本、抄本も取得できるよう対応予定であるとの答弁がありました。印鑑登録証明書の使用先について質疑があり、相続や車の購入、奨学金の保証人となる際などに利用されているが、全ての利用形態は把握していないとの答弁がありました。委員からは、高額な費用がかかるものなので、町民が納得できる運用を心掛けてほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

**○議長（八束 正）** 委員長の報告を終わります。

議案第61号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

**○議長（八束 正）** 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（八束 正）** 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第61号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第62号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第4、議案第62号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長岡井馨一郎議員。

○総務産業建設常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る12月4日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第62号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、非常勤の特別職として新たに技術参与を設置したこと、及び放課後児童支援員の報酬月額を増額するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、10月1日から技術参与を選任しているが、いつ頃決めたのか、参与設置規則、要領などはあるのかとの質疑に対し、停滞している都市計画事業等を進め、速やかな進捗を図るため、急ぎよ、依頼したものである。任命は、地方公務員法第3条に基づき町長が任命したもので、条例の根拠は地方自治法によるものであるとの答弁がありました。技術参与を設置したことにより、今後、土木上級職の採用はしないのか、技術参与の雇用の質疑に対して、土木職、一般職も含め、そのときの状況に応じ、採用を検討している。技術参与の雇用は、3月までの任用であるが、事業の進捗状況から次年度以降も必要であればお願いするとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、今後、若手土木職員の育成が大事だと思うが、報酬を払う以上はしっかり成果目標を定め、目標管理シートにより成果を求められるような管理の検討をお願いしたいとの意見がありました。資格の有無について質疑があり、国家資格は持っていないが、豊富な経験と、都市計画に関する知識、能力を有しているとの答弁がありました。委員からは、技術参与の配置について反対するものではなく、資格以外に経験、体験も役立つものと思うとの意見がありました。報酬金額の根拠は何か、また条例の1日3万4,200円以内の範囲があるその他の項目としなかった理由は何かとの質疑に対し、今までの経験と、町職員の育成と知識、助言をもらうため、総務課に配置している行政支援員に準じ、技術参与という項目で明確にした。その他の項目の3万4,200円以内での支払は、急ぎよ、委員会等に参加する場合などに委員になっていただく場合に適用するものであり、継続的に必要となれば項目を追加し、職務を明確にした。今回、本人との協議によ

り週3日の勤務で、行政支援員の月額を出勤日数で積算した報酬月額となった。積算はあくまでも今回の技術参与についてとの答弁がありました。また、委員からは、今回、緊急性があったのかもしれないが、議会に対して報告をお願いしたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第62号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第62号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第64号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第4号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第6 議案第65号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第7 議案第66号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第8 議案第67号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第3号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第5、議案第64号平成30年度松前町一般会計補正予算第4号、日程第6、議案第65号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号、日程第7、議案第66号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号及び日程第8、議案第67号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第3号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長加藤博徳議員。

○予算決算常任委員長（加藤博徳議員） 去る12月4日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第64号から議案第67号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第64号平成30年度松前町一般会計補正予算第4号は、歳入歳出予算それぞれ7億1,483万7,000円を追加し、総額を107億6,537万円とするものです。

歳入予算の主なものは、地方交付税を3,041万1,000円、国庫支出金を1億4,798万1,000円、県支出金を2,665万円、繰入金を729万5,000円、町債を5億250万円増額するものです。

歳出予算の主なものは、総務費を638万1,000円、民生費を1億3,292万円、土木費を430万4,000円、教育費を5億8,397万6,000円増額し、衛生費を1,314万8,000円減額するものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、特に質疑はありませんでした。

産業建設部所管については、筒井地区雨水対策事業の不動産鑑定料の必要性と金額について質疑があり、狭い場所での工事となり、工事費を抑えるため、家屋に支障のない空き地を買収予定としており、そのための不動産鑑定であるとの答弁がありました。また、工事のスケジュール及び地域住民への説明会の状況について質疑があり、5年後の平成35年度の完成を目指している。地元説明会は、地権者14名、地元役員9名に参加していただき開催した。事業への反対意見はなく、工事の進め方について質疑があったとの答弁がありました。委員からは、今後も地元住民には丁寧な説明をお願いしたいとの意見がありました。

保健福祉部所管については、松前町の子どもの数は増えているのか、また来年度の臨時保育士確保の見通しはどうかとの質疑があり、松前町の出生数だけを見ると、平成26年度が底で、平成27年度以降微増し、平成29年度は200名を超えており、子どもの数は増えている。それに、保育所への入所希望が増加している。臨時保育士は、例年どおりの募集では集まりにくいと思われる。保育士の負担軽減のため、資格のない臨時職員の獲得で保育士をカバーすることができないか、対応を検討中であるとの答弁がありました。

次に、コミュニティ対策事業の児童遊園地のブロック塀修繕、門柱撤去工事について、危険と判断された箇所への対策はできているのかとの質疑があり、危険箇所には近づかないよう注意喚起を表示しているとの答弁がありました。委員からは、工事中の安全対策はしっかり行ってほしいとの意見がありました。

教育委員会所管については、小・中学校の空調設備設置について、延べ床面積で積算しているが、建物内部や条件で付加計算をすると金額が上がると業者に聞いた。今後、更に金額が上がる可能性はないのかとの質疑があり、今の金額以上になることは想定していないとの答弁がありました。また、エアコン設置は、直営方式、リース方式など手法を比較

して直営方式になったと聞いているが、その際の総合的な比較表などはあるのかとの質疑があり、比較表は作成していない。リース方式は、臨時特例交付金の対象にならないため、一番有利な方法の直営方式にした。リース方式を含め、手法を検討した結果であるとの答弁がありました。委員からは、大きい金額の事業である。住民の皆さんから聞かれた場合の対応を考え、どのような検証をしてこの金額になったのか、きちんと精査し決めたという根拠を持っておくべきだとの意見がありました。

次に、男子ホッケー日本代表チームの強化合宿について、宿泊料だけでなく、おもてなしで物産、観光、交流等の事業を行う考えはないのかとの質疑があり、あくまで強化のための合宿であるが、当町には松前ホッケークラブ、地元伊予高校がある。全日本との練習はすばらしい経験になる。おもてなしなども、練習の支障にならない程度で、監督、スタッフと協議したいと思っている。なお、町民の皆さんには広報、ホームページで周知したいと考えているとの答弁がありました。

ほかに、県営事業の負担金、ごみ袋の販売収益について、エアコン設置の負債についての質疑、答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第65号松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保健事業費に係る経費を追加するとともに、国民健康保険基盤安定負担金の確定に伴う財源の組替えと、平成30年度決算見込額の再算定により、不足額を補正するものです。

審査の過程において、特定健診等の事業費について、対象基準の変更に伴い検査対象者が増えたとの説明があったが、どのように増えたのかとの質疑があり、昨年までは、前年度の検査結果で血糖、脂質、血圧、腹囲などの全ての数値に該当する人が対象となっていたが、今年度からは、今年の血圧の数値のみでも対象になることなどの変更により、該当する人が増加したとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第66号松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、平成29年度の事業費の精算及び平成30年度決算見込額の再算定並びに保健事業費の増加に伴い補正するものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第67号松前町介護保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人件費の増加及び制度改正に伴う介護保険システムの改修費に対する国庫補助金額の決定及び介護予防・生活支援サービス事業費等の増加により補正するものです。

審査の過程において、歳入の地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業以外とはどのような内容かとの質疑があり、地域包括支援センターの運営等の包括的支援事業と、配食サービス等の任意事業であるとの答弁がありました。また、補正のほとんどが介護予防・生活支援サービス事業費だが、今後も費用は増えるのか、それにより認定が受けにくくなることにはならないのかとの質疑があり、高齢者数の増加と比例して、認定者やチェックリストによる総合事業対象者数の増加が予想され、それに伴い費用の増加も予想される。介護予防事業の実施により、サービス事業の利用に至らず健康寿命を延ばすことで、費用の増加を抑制したいと考えている。認定は基準に沿って公平に行っており、サービス事業の利用を抑えるため認定が受けにくくなることはない。要支援者については、包括が自立支援のためのプランを立てている。サービスは、永遠に受け続けるのではなく、弱っているときには受けながら在宅で自立して生活ができる状態となるよう取り組んでいるとの答弁がありました。また、ヘルパー、デイサービスの費用は昨年度と比較してどのくらい増えているのかとの質疑があり、昨年度上半期と比較すると、ヘルパーは9.54ポイント増、デイサービスは21.12ポイント、約2割の増となっているとの答弁がありました。これに対して、委員からは、予防事業で効果を上げている自治体もある。なるべくサービスを利用しなくても済むような形をつくってほしい。サービスを利用される方もいれば健康な方もいる。税金は相互扶助であり、お互い納得いくようにするため、予防事業の推進とその効果について目に見える形で周知し、町民の皆さんに対し啓もうしていただきたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第64号から議案第67号までの報告を終わります。

○議長（八束 正） 委員長の報告を終わります。

議案第64号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第64号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第65号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第65号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第66号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第66号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第67号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第67号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第68号 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第10 議案第69号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、討
論、採決)

○議長(八束 正) 日程第9、議案第68号松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び日程第10、議案第69号松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第68号から議案第69号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に鑑み、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、徳居総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(八束 正) 徳居総務部長。

○総務部長(徳居芳之) それでは初めに、議案第68号について補足説明いたします。

追加議案書1ページ、追加参考資料も1ページをお開きください。

参考資料で説明いたします。

1点目、公民の給与較差に基づく職員の給与改定のための関係条例の改正です。

まず、給料表の改定では、愛媛県人事委員会の勧告に準じて、初任給、若年層に重点を置いて引き上げることを基礎として改定しており、平均改定率は0.29%となっています。初任給の額を、記載のとおり改めております。この改定の実施時期は、平成30年4月1日です。

次に、勤勉手当の改定では、支給割合を0.05月分引き上げ、一般職員は今年度の12月の勤勉手当を0.95月分とし、再任用職員は0.475月分とするものです。この改定の実施時期は、平成30年12月1日です。期末手当、勤勉手当の改定では、一般職員と再任用職員の支給割合を平準化するもので、年間支給割合は変更ありません。一般職員の期末手当は6月、12月、それぞれ1.3月分とし、再任用職員の期末手当をそれぞれ0.725月分とするもの

です。次に、一般職員の勤勉手当は6月、12月、それぞれ0.925月分とし、再任用職員の勤勉手当をそれぞれ0.45月分とするものです。この改定の実施時期は、平成31年4月1日からです。

2点目、公民の給与較差に基づく特別職の給与改定のための関係条例の改正です。

特別職の期末手当の支給割合を、人事院勧告を受けた国の特別職の支給割合の改定に準じて改定するもので、本年12月の支給割合を現行の1.725月分から1.775月分とするものです。また、特別職の期末手当も支給割合を平準化するため6月、12月、それぞれ1.675月分とするものです。この改定の実施時期は、平成31年4月1日からです。

議案書の1ページからは条例改正部分及び改定後の給料表等ですので、説明は省略させていただきます。

続いて、議案第69号について、参考資料は3ページ、議案書は13ページになります。

参考資料を御覧ください。

松前町議会議員に係る期末手当の改定で、特別職と同様に改定するものです。

議案書13ページを御覧ください。

今までは特別職と同様に改正してきましたが、今後は特別職の改正があるたび自動的に改めるよう規定したものです。

以上で説明を終わります。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第68号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第68号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第69号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第69号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第70号 平成30年度松前町一般会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第12 議案第71号 平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第13 議案第72号 平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第14 議案第73号 平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第15 議案第74号 平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第16 議案第75号 平成30年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（八束 正） 日程第11、議案第70号平成30年度松前町一般会計補正予算第5号、日程第12、議案第71号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号、日程第13、議案第72号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号、日程第14、議案第73号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号、日程第15、議案第74号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第3号及び日程第16、議案第75号平成30年度松前町水道事業会計補正予算第2号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第70号から議案第75号について、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、各会計とも人事院勧告に伴う人件費のみとなっております。

予算の追加議案書1ページをお開きください。

議案第70号平成30年度松前町一般会計補正予算第5号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ

れ979万3,000円を追加し、総額を107億7,516万3,000円とするものです。

予算の追加議案書23ページをお開きください。

議案第71号平成30年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ14万6,000円を追加し、総額を32億5,447万9,000円とするものです。

予算の追加議案書37ページをお開きください。

議案第72号平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、総額を4億5,652万1,000円とするものです。

予算の追加議案書51ページをお開きください。

議案第73号平成30年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ48万4,000円を追加し、総額を27億1,456万円とするものです。

予算の追加議案書67ページをお開きください。

議案第74号平成30年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ20万8,000円を追加し、総額を7億7,359万8,000円とするものです。

予算の追加議案書81ページをお開きください。

議案第75号平成30年度松前町水道事業会計補正予算第2号は、既定の予算に収益的支出において27万2,000円を追加し、資本的支出において5万5,000円を追加するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八束 正） 提案理由の説明を終わります。

議案第70号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第70号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第71号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第71号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第72号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第72号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第73号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第73号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（八束 正） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第74号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（八束 正） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第74号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第75号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(八束 正) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第75号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(八束 正) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、平成30年第4回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営

に当たりまして十分に配慮してまいります。

現在、松前町イメージアップ戦略の第5弾として、松前町プロモーションビデオの制作を進めています。プロモーションビデオでは、松前町イメージソング「まさき色の風」をBGMに町内四季折々の美しい風景を紹介し、松前町の魅力を町外に向けて発信します。また、このプロモーションビデオには町内3つの小学校の子どもたちが「まさき色の風」を歌う映像も収録される予定で、子どもたちの町に対する愛着が醸成されることを期待しています。

さて、今月11日には、私が町長に就任して4年目を迎えました。議員各位をはじめ多くの町民の皆様のお伺いしながら、誇れるライフタウンの実現に向け、就任当初から、安全・安心なまちづくり、安心して子どもを生み育てられるまちづくり、みんなで支え合うまちづくり、にぎわいと活力のあるまちづくり、快適で文化的でおしゃれなまちづくりをまちづくりの5本柱として、これまでの3年間、全力で町政に取り組んでまいりました。来年は、この5つのまちづくりの総仕上げの年として、引き続き町民の皆様に納得をいただける町政を進めてまいりますので、皆様方の一層の御理解、御協力を賜りますよう改めて心からお願い申し上げます。

最後に、議員各位をはじめ町民の皆様のつつがない御越年と幸多き新年を迎えられますことを祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八束 正） これにて平成30年松前町議会第4回定例会を閉会します。

午前11時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 八 束 正

松前町議会議員 住 田 英 次

松前町議会議員 田 中 周 作